

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

1 日時

平成 27 年 10 月 16 日（金曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 5 時 7 分散会

（うち休憩 午前10時 3 分～午前10時 4 分、午前10時 5 分～午前10時 6 分、
午前10時 7 分～午前11時 2 分、午前11時53分～午後 1 時 2 分、
午後 1 時 7 分～午後 1 時12分、午後 2 時50分～午後 2 時51分、
午後 2 時55分～午後 3 時12分、午後 4 時49分～午後 4 時50分、
午後 4 時52分～午後 5 時 2 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

田内担当書記、熊谷担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 商工労働観光部

菅原商工労働観光部長、菊池副部長兼商工企画室長、鈴木商工企画室企画課長、
高橋経営支援課総括課長、高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長、
瀬川自動車産業振興課長、押切産業経済交流課総括課長、平井観光課総括課長、
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、工藤労働課長

(2) 教育委員会

高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、田村教育次長兼教育企画室長、
菊池教育企画室特命参事兼企画課長、滝山予算財務課長、宮澤学校施設課長、
石田学校企画課長、小野寺首席指導主事兼学力・復興教育課長、
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、
木村高校改革課長、民部田首席指導主事兼特別支援教育課長、
大林首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、斎藤文化財課長、
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、今野教職員課総括課長

佐藤首席経営指導主事兼小中学校人事課長、山形特命参事兼県立学校人事課長

(3) 総務部

佐藤副部長兼総務室長、藤澤総務室管理課長、佐藤法務学事課総括課長、
千葉私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

3名

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第7号 平成27年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第14号 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
(請願陳情)

ア 受理番号第4号 残業代ゼロ制度の導入は行わず、正規雇用を増やして安定した雇用環境の確立を求める請願

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第19号 岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例

ウ 議案第20号 岩手県いじめ問題対策委員会条例

エ 議案第21号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

オ 議案第46号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(3) 総務部関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第12号 岩手県いじめ再調査委員会条例

9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。なお、高橋雇用対策・労働室長は、けがによる入院加療のため欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査に先立ち、環境福祉委員会に付託されております議案第 23 号岩手県立療育センター及び岩手県立となん支援学校（仮称）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてから、議案第 26 号岩手県立療育センター及び岩手県立となん支援学校（仮称）新築（衛生設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの 4 件につきまして、当委員会の所管と関連がありますことから、連合審査会の開会について環境福祉委員会の意向を確認したいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま環境福祉委員長から、環境福祉委員会に付託されております議案第 23 号岩手県立療育センター及び岩手県立となん支援学校（仮称）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてから、議案第 26 号岩手県立療育センター及び岩手県立となん支援学校（仮称）新築（衛生設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの 4 件について、会議規則第 65 条の規定に基づき連合審査会を開いて審査したいと申し入れがありました。

お諮りいたします。環境福祉委員長の申し入れに応ずることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、環境福祉委員会との連合審査会の開催について、環境福祉委員長の申し入れに応ずることに決定いたしました。

ただいまの決定を環境福祉委員会に回答いたしますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境福祉委員会におきましても準備が整っておりますので、直ちに特別委員会室において連合審査会を開催いたします。

それでは、暫時休憩いたします。委員は御移動を願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）第 1 条第 2 項第 1 表、歳入歳出予算補正中、歳出第 5 款労働費、第 7 款商工費及び議案第 7 号平成 27 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼商工企画室長 それでは、議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予

算（第2号）のうち、商工労働観光部関係の予算について説明いたします。議案（その1）の4ページをお開きください。当部関係の歳出予算は、5款労働費の56億9,927万6,000円、下の5ページに進みまして、7款商工費の5億3,365万2,000円、合わせて62億3,292万8,000円の増額補正です。

補正予算の内容については、お手元の予算に関する説明書により説明いたします。なお、以下金額の読み上げは省略いたしますので、御了承願います。

それでは、説明書の42ページをお開きください。5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の管理運営費は、平成26年度で終了した緊急雇用創出事業臨時特例基金充当事業の精算等に伴い、余剰金を国へ返還しようとするものです。

次に、4目雇用促進費の説明欄一つ目の事業復興型雇用創出事業費補助は、東日本大震災津波被災地の安定的な雇用を創出することを目的として、被災者の雇い入れに係る費用を助成するものですが、被災地の人手不足に対応するため、被災地域の助成対象事業所が平成27年4月1日以降に県内からの求職者を雇い入れ、移転費用を負担した場合に助成金を支給することとされたことから増額補正を行うものです。

一つ飛びまして、いわて就職促進事業費は新規事業です。この事業は、若年者等の県内就職を一層促進させるため、関係団体等と連携して推進体制を整備し、県内就職の拡大を図ろうとするものです。その下の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、事業復興型雇用創出事業に要する経費の財源に充てるため、国が交付する緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、基金の積み増し等を行おうとするものです。

次に、43ページに進みまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の岩手県職業能力開発協会補助は、平成27年4月に国の技能向上対策補助金に係る算定基準が改正されたことに伴い、補助単価の増額に対応し事業を実施するため増額補正を行うものです。

次に、少し飛びますが、55ページをお開きください。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の一つ目の管理運営費は、中小企業等復旧復興支援事業費における事業者への補助金交付決定取り消し等に伴う国庫補助金返還金です。

一つ飛びまして、地方創生・地域産業緊急重点強化支援事業費補助は、地方創生を推進するために国が創設した地方創生先行型交付金の上乗せ交付を活用して、県内生産の拡大や雇用の受け皿づくりを推進するため、県内企業に対し、設備投資に係る経費の一部を補助しようとするものです。なお、この予算は実質的には平成26年度2月補正予算で措置したものでして、平成27年度に繰り越して実施している当該事業の増額に相当する補正になります。

次に、2目中小企業振興費の中小企業振興資金特別会計繰出金は、平成26年度から平成27年度への繰越額の確定に伴う特別会計の財源調整により減額補正を行うものです。

次に、56ページをお開きください。2項観光費、1目観光総務費のいわてまるごと国際観光推進事業費補助は、先ほど説明しました地方創生地域産業緊急重点強化支援事業費補助と同様、地域創生を推進するために国が創設した地方創生先行型交付金の今般の上乗せ

交付を活用した事業であり、外国人観光客の誘客を促進するため、観光事業者等に対し、受け入れ環境整備に係る経費の一部を補助しようとするものです。

なお、先ほどと同様、実質的には平成 26 年度 2 月補正で措置し、平成 27 年度に繰り越して実施している当該事業の増額に相当する補正です。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について説明いたします。議案(その 1)の 26 ページをお開きください。

議案第 7 号平成 27 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第 1 号)です。第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 6,036 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 44 億 9,709 万 4,000 円とするものです。

補正予算の内容については、予算に関する説明書により説明いたします。112 ページをお開きください。112 ページは歳入、113 ページは歳出の表になります。補正予算額と計の欄の額については、ただいま説明のとおりです。その補正内容について、次の 114 ページから説明いたします。

まず、歳入ですが、1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、前年度からの繰入金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものです。その下の 115 ページの 2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、前年度からの繰入金の確定に伴い増額しようとするものです。

次に、116 ページをお開きください。3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入は、前年度からの繰越金の確定に伴い、償還元金を減額しようとするものです。

次に、歳出ですが、下の 117 ページです。1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費、1 目設備資金貸付費及び 2 目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、償還金をそれぞれ増額しようとするものです。

次に、118 ページをお開きください。2 項貸付事務費、1 目貸付事務費は、債権回収のための事務費、公用車の更新費用を計上するとともに、前年度からの繰越金の確定に伴い、充当する財源を繰入金から繰越金に振りかえるものです。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 補正予算の中身についてお聞きします。

最初の労政総務費の管理運営費は、緊急雇用創出事業特例交付金の精算により余剰金を返還するということですが、緊急雇用創出事業の実績はどうなっているのでしょうか。

次に、事業復興型雇用創出事業費の基金積立金が新規で 31 億 3,100 万円ということで、これから実際に使えるお金になると思いますが、積み立てた基金は、今年度限りの事業なのか、来年度まで延長されるのか。この間の実績も含めて、この基金の活用の見通しについて示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 震災等対応雇用支援事業の実績ですが、平成 23 年度に制度が創設されてから平成 26 年度までの累計で、延べ 2 万 884 人の雇用を創出してきたと

ころです。また、事業復興型雇用創出事業の実績は、平成 23 年度から平成 26 年度まで延べ 1 万 7,641 人の雇用を創出しております。

今回積み立てる基金については、平成 27 年度から新規に助成対象とする事業所に充当されるものです。なお、この制度については、平成 27 年度限りの採択となっており、平成 28 年度以降については、国の概算要求で新たな制度を要求しているということですが、詳細はまだはっきりしていないので、引き続き情報収集をしながら対応していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 事業復興型雇用創出事業の実績は 1 万 7,641 人で、今回積み立てる基金は平成 27 年度分については活用できるということですね。そして、この基金は平成 27 年度で終わるけれども、政府は概算要求で新たな制度要求をしている。詳細はわからないということですね。わかりました。

次に、商工費の管理運営費の 8,320 万円は返還金なのですね。グループ補助金の交付決定の取り消しに伴う国庫補助返還金ということですが、交付決定取り消しの理由は何なのか、交付決定の一部取り消しなのか、全額取り消しもあるのか、何件なのか示してください。

○**高橋経営支援課総括課長** グループ補助金の交付決定取り消しについてです。国に補助金返還するものは 4 件ありますけれども、うち 2 件は補助事業完了後に、やむを得ず一部財産を処分して売却するということで、その分の補助金を返還するものです。交付決定が取り消しになったものは 2 件でして、その取り消しの理由は、一つは補助事業対象設備の一部を補助事業の完了前に、ほかの会社に売却したことから、補助事業の目的外の用途に使用したことに取り消しになっております。

もう 1 件は、その事業所自体が従業員を全員解雇するなど、実質的に事業活動を行っていない状況であり、補助事業も定められた事業期間内に終わる見通しが無いことから取り消しになっております。

1 件は売却した部分だけの一部取り消し、もう 1 件は全部取り消しということになります。

○**斉藤信委員** わかりました。

次に、地方創生・地域産業緊急重点化支援事業費補助の 4 億円ですが、平成 26 年度 2 月補正予算で措置した事業の増額に相当するということでした。これは、積極的な施策だと思うけれども、平成 26 年度 2 月補正分と今回の補正分は、どういうところで、どういう支援策になるのか示してください。

○**瀬川自動車産業振興課長** 今回の地方創生・地域産業緊急重点化支援事業費補助金ですが、地方における安定した雇用創出が地方に新しい人の流れをつくることから、県内企業が地域産業の競争力強化や魅力ある雇用の受け皿づくりに資する設備投資を行う場合に要する経費を補助するものであり、地方創生先行型交付金を活用した、従来の県にない大型の補助金で、補助額は 1,000 万円超、上限を 1 億円として補助したものです。

本年度は4月3日から公募を開始して、73件の応募をいただきました。6月に審査会を開きまして、8件の採択を行ったところです。

内訳ですが、地場中小企業7社と大手系の現地法人1社に対して4億円の補助を決定しております。

○**斉藤信委員** わかりました。73件の応募ということですからかなりですね。今度の4億円は、また公募でやるということになるわけですね。

○**瀬川自動車産業振興課長** はい。

○**斉藤信委員** わかりました。

最後になりますけれども、観光総務費のいわてまるごと国際観光推進事業費補助が今回4,000万円の補正ですが、外国人誘客の対策という説明でした。これも平成26年度2月補正の増額分ということですが、4,000万円の増額というのはかなりの額だと思うけれども、平成26年度2月補正はどのように取り組まれて、今回増額した具体的な理由、この増額によってどういう取り組みをしようとしているのか、もう少し具体的に説明してください。

○**平井観光課総括課長** いわてまるごと国際観光推進事業費補助は平成26年度2月補正で予算措置したのですが、これは今外国人の人气が非常に高いWi-Fiの整備、それから外国語表示等を行う観光事業者に対して2分の1補助を実施するもので、これまでの補助実績は29件です。内訳はホテルなどが25件、観光事業者等が4件です。

補助の内容ですが、Wi-Fiの整備が20件、ホームページの多様化などが9件です。補助した総額は3,800万円です。この事業は、先着順で交付申請を受け付けて、予算額に達した時点で打ち切りということでしたが、その後も問い合わせ等がありましたので、それを勘案して、今回4,000万円の増額補正としました。今回の4,000万円の中では、Wi-Fiの整備や外国語表示等のほかに、例えば手すりの設置とかトイレなどのバリアフリー対策などについて広く補助対象にしようということで提案しているものです。

○**名須川晋委員** 1点だけ、事業復興型雇用創出事業費補助ですけれども、事務作業については外部に委託していると思います。委託先は計画的にやっているかもしれませんが、事務の遅滞があるのか、なかなかお金がおりてこないということです。それぞれの会社も毎日、毎月支払いがあり、特に零細企業は、黒字なのに倒産の危機にあるというところもあるようで、私にも問い合わせ等々があります。今年度で結構ですが、そういうことについての要望とか指摘等がありましたら、お知らせいただきたい。

また、新規ということですが、具体的には何社、何人程度か、あと要綱に変更があるのかお知らせいただきたい。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 事業復興型雇用創出事業費補助金の支払いについての問い合わせ等ですが、県としては申請を受けたものは極力早くお支払いするということで、今年度センターの事務体制を強化しましたし、県庁内でも雇用対策・労働室だけではなく処理し切れないことから、部内各課から応援をもらいながら対応してきたところです。しかしながら、5月の出納閉鎖までになかなか終わることができないというような状況が

あり、一部の事業者から、支払いはいつかとかという問い合わせがあったのは事実です。そういった問い合わせがあった場合には、相手方の事情をお聞きしながら当方の事情も説明し、なるべく早くやるように対応しております。事業者には、一部御負担をおかけした部分もあろうかと思っておりますが、県としてもできる限り早くお支払いするという事で対応してきたところです。

平成27年度の新規の事業所についてですが、予算については2,000人分の枠は確保しております。しかしながら、今回の制度改正で新たな条件として、対象事業地区は沿岸に限定するという事になりましたし、事業所についても、過去1年間、原則としてこの制度を使ったことがない事業所に限定されました。例外的に、直近1年間の雇用でもいいとされていますが、基本的にはこれまでにこの助成金を使ったことがない事業所に限られていることもあり、2,000人の枠に対して非常に低い利用状況にあります。この点については、国に対して、来年度以降の制度を検討するに当たって、もう少し被災地の事業所の使い勝手のいい制度にするよう働きかけていきたいと思っております。

○名須川晋委員 いずれ事務作業につきましては滞りのないようお願いしたいと思います。2,000人の予算枠があるようですが、今のところ何人くらいの実績でしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 9月末時点で40人程度〔後刻「150名程度」と訂正〕です。

○名須川晋委員 そうすると、相当の枠が余っていますが、国に働きかけるほかに、県としても何かできることがあると思うのですが、それについてお聞きします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 県としても、沿岸地区の各商工会議所、商工会等に資料を配ったほか、2カ所で説明会等をやっておりますし、実際に求人する事業主は必ずハローワークに行かれますので、ハローワークの窓口で資料を置いていただくなどの取り組みにより、制度の周知、普及の強化を図っているところです。

○ハクセル美穂子委員 プロフェッショナル人材戦略拠点運営費に新規で1,500万円ほどあるのですけれども、この人材戦略拠点はどこに、どのように委託して、どういうふうに運営して活用していくのか、その方向性を教えていただきたいと思えます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 この事業は、中小企業の経営支援の一環で、県外からその道のプロフェッショナル、非常にたけた能力のある方を招聘することで企業の活性化といたしますか、より前向きな経営に資していこうという趣旨で行うもので、県が国から委託を受けて、外部に再委託する形で行おうと思っております。再委託先はまだ決まっておりますが、現在産業振興の支援をやっている機関、そこはいろんな企業の情報等を持っていると考えますので、そういう機関等を活用しながらできないかというようなものは模索しているところです。

盛岡地区に1カ所設けて、そういう機関に委託して、マネジャー、サブマネジャー等、三、四人体制で実施して、マネジャー等を中心に各県内の事業所に出向いて、プロフェッショナル人材の活用の必要性等を説明し、外部の人材あわせ機関等の活用を呼びかける

という事業をするものです。

○**ハクセル美穂子委員** ということは、最初の立ち上げ部分の運営費は、マネジャーとサブマネジャーたちの人件費的なものかなと思うのですが、中小企業庁の寺子屋事業みたいなものを商工会議所でやられていて、これもプロの方が中小企業にアドバイスをするという支援をしているのですよね。このマネジャーとサブマネジャーの役割は企業に行って相談を受けてマッチングする人たちなのか、その辺はいかがなものでしょうか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** スタッフは、マネジャー、サブマネジャー、事務的な処理をするアシスタントを含めて、三、四名の体制とっております。

この事業はマネジャー、あるいはサブマネジャーが企業に直接出向いて、会社の経営上の現況を含めて課題はどこにあるのか、こういう外部人材の登用を考えたらどうでしょうかという、出向くという意味で、ほかの事業とはちょっと違うと思います。ただ、既にあります、例えばよろず相談事業とかで得た情報をもとに、効率的に出歩くというような工夫は必要かなとっております。

○**高橋但馬委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 議案第 14 号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案の内容について説明いたします。議案（その 2）の 4 ページをお開き願います。なお、説明は、便宜お手元にお配りしております条例案の概要資料に基づき説明いたしますので、そちらもごらんいただきたいと思います。

第 1 に、改正の趣旨ですが、この条例の有効期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延期しようとするものです。

次に第 2、条例案の内容です。箱囲みの中の③、5 行目ですが、国の平成 27 年度予算成立に伴い、基金の管理及び運営について国が定めている緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱及び緊急雇用創出事業等実施要領が改正され、緊急雇用創出事業の実施期間が平

成 31 年 3 月 31 日まで延期されたことから、精算期間を含め、緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延期しようとするものであり、公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 4 号残業代ゼロ制度の導入は行わず、正規雇用を増やして安定した雇用環境の確立を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○工藤労働課長 受理番号第 4 号残業代ゼロ制度の導入は行わず、正規雇用を増やして安定した雇用環境の確立を求める請願について参考説明いたします。お配りしております資料の 1 ページをごらんください。

初めに、労働基準法等の一部改正についてです。さきの通常国会に新たな労働時間制度や裁量労働制の解消、拡大等を内容とする労働基準法等の改正法案が提出されましたが、国会閉会により、現在継続審議となっております。法案においては、長時間労働抑制策及び年次有給休暇取得促進策として、資料、Ⅰの（１）にあります中小企業における月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金の見直しや、（３）にあります一定日数の年次有給休暇の確実な取得等について盛り込まれているほか、多様で柔軟な働き方の実現として、Ⅱ、（１）のフレックスタイム制の見直し、（２）の企画業務型裁量労働制の見直し、（３）の特定高度専門業務・成果型労働制、いわゆる高度プロフェッショナル制度の創設等が盛り込まれております。

このうち、Ⅱ、（２）の企画業務型裁量労働制の見直しについては、裁量労働制とは業務の遂行方法が労働者の裁量に委ねられる業務について、労働時間を実労働時間ではなく、みなし時間とすることを認める制度であり、法案では対象業務に課題解決型提案営業と、裁量的に P D C A を回す業務を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実、手続の簡素化等の見直しを行うこととされております。

また、Ⅱ、(3)の高度プロフェッショナル制度の創設についてですが、現行の労働基準法では労働時間の上限である1日8時間、週40時間を超える場合には割増賃金の支払いを義務づけているところですが、この新たな制度は職務の範囲が明確で、一定の年収を有する労働者が、高度で専門的な業務に従事する場合に本人の同意等を要件として、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金等に関する規定を適用除外とするものとなっております。

法案は、現在国会において継続審議とされていることから、県としては審議の状況や政省令の制定等、国の動向を注視しているところです。

次に、過労死防止対策推進法についてですが、資料2ページをごらんください。この法律は、平成26年11月1日から施行されており、囲みの上から3段目、過労死等の防止のための対策に記載のとおり、国を中心に過労死等に関する実態等の調査研究、国民の関心と理解を深めるための啓発、早期対応や適切な対処を行うための相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援等の対策を講ずることとされております。

こうしたことから、県では岩手労働局と連携し、合同で労使関係団体に対し、働き方の見直しに関する要請活動を行っているほか、政府予算要望において、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の法整備、監督体制の強化等について国に要望を行っているところです。

以上で参考説明を終わります。

○高橋但馬委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 この法案は、さきの通常国会で会期が95日も延長されたにもかかわらず、採択にならずに継続審議になった。その背景には、戦争法案の審議ということもあったわけですがけれども、これは、労働界こぞって反対しています。なぜかという、今の説明にもありましたように、フレックスタイム制だとか、企画業務型裁量労働制とか、高度プロフェッショナル制度の創設。1日8時間労働制というのは、今の労働法制の大原則なのです。しかし、8時間を超えても残業代を払わなくてもいいという新しい仕組みをつくることになるわけであり、今企業側と労働者側の力関係から見ると、既に8時間を超えても残業代も支払わない実態もありますけれども、法制度でそれを認めてしまったら、これは文字どおり残業し放題になりかねないものであります。

日本弁護士連合会も、過労死促進、残業代ゼロ制度だという形でこの法案に反対して、連合や全労連など労働組合は、その政策の違いを超えて、共同してこの残業代ゼロ法案とすべき法案の廃案を求めているわけです。

それで、私ちょっと聞きたいのだけれども、県内の労働時間が長いというのは本会議でも議論になりました。その中で残業がどの程度になっているか、この間の推移はどうなっているか。あと、労働相談がこの間ふえているということも話されていますけれども、労働相談の増加の傾向、内容、これがあつたら示していただきたい。あと全国的には過労死が続出していると言ってもいいです。過労死の実態はどのように把握されているでしょうか。

○工藤労働課長 県内の残業時間の推移ですが、一般質問でも答弁したところですが、本県の年平均の総労働時間は、全国平均に比べて長い状況になっておりまして、平成26年の年間総労働時間は、本県が1,908時間で全国が1,791時間ということで、全国平均に比べて104時間長い状況となっております。

その中で長いのは、所定内労働時間、所定外労働時間の別がありますけれども、平成26年度の所定外労働時間はむしろ全国平均より10時間ほど短くなっておりまして、本県は所定内時間が全国平均よりも114時間長い状況となっております。

それから、過労死の状況について、平成24年から平成26年の過去3年の県内における労働災害の中で、過労死が疑われる事例としては、平成24年ゼロ件、平成25年1件、平成26年2件ということで、平成24年から平成26年までの間で3件過労死が疑われる事例があるということを岩手労働局から情報を得ております。

労働相談の状況については、時間をいただいて、後で答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○斉藤信委員 所定内労働時間が全国より114時間長いというのも異常なことですよ。岩手は、恐らく総労働時間が全国で一番長かったですね。全国一ではなかったですか。違いますか。

○工藤労働課長 昨年、2番目になりました。

○斉藤信委員 昨年は2番目になったという話でしたが、全国でも一番の長時間労働の中で、さらに残業代も払われないということになったら、これは大変なことで、所定内労働時間も全国並みに削減する方向こそ目指されなくてはならない。

所定内労働時間が全国に比べて114時間も長いという主な要因は何でしょうか。そして、これだけ長い時間働いても、労働者の賃金水準は低いのではないかと思うけれども、岩手県の労働者の賃金水準も示してください。

○工藤労働課長 最初に、労働時間が長い要因についてですけれども、特に所定内労働時間が全国平均より長いということで、その要因としては、出勤日数が全国平均よりも多い。それから、年次有給休暇取得率が全国平均より低い。それから、非正規労働者割合が全国よりもやや低い。これは、統計として、総労働時間が常用の雇用者の統計ということで、非正規労働者が低くなっていることから、この割合がやや低いというのが考えられます。さらに考えられるのが、長時間労働を前提とするような労働慣行、あるいはそういった職場環境が一因にあると考えております。

続きまして、本県の賃金水準についてです。毎月勤労統計調査の地方調査結果によります平成26年の1人当たり平均給与、30人以上の企業についてですが、平成25年平均に比べ1.1%増、24万7,274円になっておりますが、全国では29万1,475円となっておりますので、全国平均よりも下回っている状況にあります。

○斉藤信委員 岩手は全国2番目に総労働時間が長い。その要因はかなり厳しい話で、出勤日数が多いとか、年次休暇の取得が少ないとか、長時間労働を前提にした職場環境があ

る。かなり深刻ですね。私は、こういう中で残業代も出ないような労働法制の規制緩和をやったら、労働者の実態というのはますます悪化すると思います。そして、年間総労働時間が全国で2番目に長いのに、賃金水準は全国平均より大幅に下回っている。29万1,000円に対して24万7,000円ですからね。だから、労働時間が長くて賃金は少ないという深刻な実態もあるわけで、私は、この残業代ゼロ法案が通ったら、さらに状態悪化するということを懸念して全国でこぞって反対をしているわけですから、前の定例会でも、同趣旨の請願が採択されていると思いますが、継続されたこの法案もまた廃案にすべきと考えますので、採択方よろしくお願ひしたい。

○**工藤労働課長** 先ほど後でとお話ししていました労働相談の状況です。本県で就業支援員等が相談を受けた状況ですけれども、平成26年は合計で1,063件の相談を受けたところです。これは経営者からの相談等も含むものでして、多いものは人材の確保です。それから賃金に関する相談が4件、労働時間、休日、休暇に関する相談が3件という状況です。

○**高橋但馬委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」の声〕

○**高橋但馬委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**高橋但馬委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋但馬委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 午前中の審議の中で、名須川委員からの事業復興型雇用創出事業費補助の平成27年度の申請状況についての質問に、40人とお答えしましたが、訂正させていただきます。

9月30日現在、40事業所で、人数は150名程度。それ以外にも追加がありますが、いづれにしても予算に対してまだ余裕がある状況ですので、この点につきましては、県として引き続き制度の周知に取り組んでいきたいと思っております。

○**高橋但馬委員長** 先ほど採択と決定しました請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますが、平成27年7月8日付で国に対して提出した労働者派遣法等の改正による規制緩和を行わないことを求める意見書に同様の請願事項が含まれていると

ころであります。参考までに当該意見書をお配りいたしますので、ごらんいただきたいと思ひます。

〔資料配付〕

○高橋但馬委員長 参考までに申し上げますが、昭和59年1月20日の議会運営委員会決定による意見書決議に関する発議案の提出についての申し合わせによれば、意見書決議に関する発議案の提出について、おおむね1年以内に提出した同趣旨の内容は避けるものとするところとされています。なお、この申し合わせは議員の発議権を制限するものではありませんが、当委員会として、今定例会における意見書の発議についていかがいたしましょうか。

○斉藤信委員 第1に、改選された新しい議会での請願ですから、国に意見書を上げるといふ請願を採択した以上、当然関係機関に意見書を上げるべきだと。新しく選出された新しい議会なのですよ。その意思表示というのがいまだ一度もされていないわけですから、これが第1点。

第2点は、安倍内閣は内閣を改造したわけです。相手もかわっているわけです。そして、例えば労働者派遣法の改悪にも反対ということが入っているわけですが、通常国会が終了して、それでもまだ残業代ゼロ法は継続審議になっている。国会の情勢も変わっているわけです。そういう意味で、国に意見書を上げてほしいという請願ですから、請願採択した以上、私はきちんと意見書をあげるべきだと。

昭和59年の議運の申し合わせですから、前の議会と新しい選出された議会とは継続性がないのですから、私はきちんとこれは請願採択に合わせて意見書を上げるべきだと思います。

○高橋但馬委員長 意見書については、発議すると発議しないの意見がありますので、採決をいたします。

意見書を発議することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、意見書を発議しないことと決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

〔「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員 委員長は、発議しないという意見があつたと言うけれども、意見ありませんでしたよ。意見はちゃんと上げるべきですよ。私は、ちゃんと挙手して意見を上げましたよ。発議しないという意見はなかったではないですか。発議しないという意見はないでしょう。きちんと挙手して意見を出してください。どういう意味で反対しているかわからないではないですか。おかしいよ。

○高橋但馬委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

今齊藤信委員から議事進行がございましたけれども、採決も終了したことでありますし、それを一つの意見として承ります。よろしいですか。

○齊藤信委員 後で会議記録を精査してください。

○高橋但馬委員長 はい。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から中小企業振興条例について、ほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋経営支援課総括課長 中小企業振興条例に係る取り組み状況について報告します。お配りしている資料は中小企業振興条例についてという1枚物と、条例本文を記載した参考資料になります。

参考資料の1ページ目、第1条に条例の目的が記載されていますが、中小企業振興条例は、中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本年3月に制定、公布され、本年4月から施行されているものです。

資料本編に戻りまして、まず第1ですが、条例第12条の規定により、中小企業の振興に関する基本的な計画を策定することとされており、策定に当たり、中小企業者及び中小企業関係団体から意見を伺うため、本年7月28日に、この名簿に記載の委員11名から成る中小企業振興基本計画検討委員会を設置したところです。

また、2のとおり、本年8月24日に第1回の会合を開催し、計画の基本的な考え方、本県の中小企業、小規模企業者の現状、目指す姿及び推進する施策項目等について検討していただいたところです。

3ですが、今後について、基本計画に盛り込む具体的な振興策を取りまとめ、中小企業振興基本計画検討委員会での検討、商工観光審議会での審議、それからパブリックコメントの実施等を経た上で、平成28年2月定例県議会に基本計画案を提案し審議いただく予定としております。

○工藤労働課長 次に、県が締結する契約に関する条例に係る取り組み状況について報告いたします。お手元にお配りしています資料、県が締結する契約に関する条例についてをごらんください。なお、参考資料として、条例及びそれに基づく規則を添付しております。

最初に参考資料の1、条例ですが、県が締結する契約に関する条例は、県の契約を通じた適正な労働条件の確保や地域経済の振興等に資する取り組みの促進を図ることを目的として、本年3月に制定、公布され、来年4月からの一部を除く本格施行に先立って、本年4月から県契約審議会等に関する規定が先行施行されているものです。

資料の1の取り組み状況ですが、条例第9条の規定により、本年6月1日、名簿に記載の委員7名から成る岩手県契約審議会を設置したところです。また、資料の2に記載のと

おり、これまでに審議会を2回開催し、来年4月からの条例の本格施行に向けて、条例施行規則案や、条例による県の契約に関する取り組みの取りまとめの素案について審議いただいたところです。

なお、審議会に諮りました県の取り組みの取りまとめの素案については、条例による施策を全庁的に推進するため、本年6月25日、庁内各部局等で構成する県契約条例推進会議及び同会議幹事会を設置して協議作成しているものです。

最後に、資料の3ですが、審議会における審議等を経まして、平成28年4月1日施行の条例施行規則の周知期間も考慮して、今月2日に制定、公布したところです。

その内容は、条例により県が取りまとめる契約に関する取り組みの対象として、条例に定める競争入札に関する取り組みに加えて、随意契約に関する取り組みを加えたこと及び条例の規定により国民健康保険法等による届け出義務を遵守しなければならないものについて定めたものであり、今後来年4月からの本格施行に向けて、条例、規則の周知を図っていくこととしております。

○高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長 それでは、お手元に配付しております地方独立行政法人岩手県工業技術センターの第3期中期目標についての資料に基づいて説明いたします。

地方独立行政法人を設置する団体の長は、法律に基づいて、法人が策定すべき業務運営に係る中期目標を定める必要があります。その際、議会の議決を経ることとされています。今般岩手県工業技術センターの新たな中期目標を策定する必要があり、来る12月定例会に議案として提出する予定です。現時点の検討状況について、あらかじめ説明させていただくものです。

工業技術センターは、企業などに対する工業技術面での支援を通じて本県の産業振興、地域の発展に資するために設置された試験研究機関ですけれども、機動性を高め、サービスの質の向上を図ることを目的に、平成18年度に独立行政法人へ組織移行し、現在第2期目の最終年度となっております。

資料の左側、中段の表にありますとおり、移行後の業務実績については、おおむね順調な伸びを示しております。その下ですけれども、これまでの各事業年度や期間ごとの実績については、評価委員会からも、いずれもA、計画どおり進んでいるとの評価をいただいているところです。

第3期中期目標の設定については、資料の右側に記載しているとおり、過去2期にわたり、引き続き質の高い支援等を推進すること、また新たな県政課題の解決につながる取り組みを強化すること、独立行政法人のメリットを生かした効率的運営を一層推進することという三つの考え方に基づいて素案を作成し、8月には評価委員会からも意見を伺ったところです。

資料の4ですけれども、素案の概略について記載しております。目標期間は平成28年度から平成32年度までの5年間です。真ん中の柱立てのうち、白抜きで記載しているのが、

今回新設または再編した主な部分です。それぞれの右側にポイントを記載しております。

主なポイントの幾つかについて説明いたします。上から二つ目、戦略的な研究開発については、県政課題である加速器関連など重点研究を明確化する形で内容を再編しました。また、その下の新産業創出及び新分野進出への支援は、ものづくり成長分野への進出支援、食産業・伝統産業への支援など、県が進める産業振興施策と連動した取り組みをより一層強化する趣旨から新設したものです。さらに、その下は、研究倫理に対する社会的要請の高まりなどを踏まえて、コンプライアンスの強化を柱立てに明記しております。このほかの案文の全文については、次ページ以降に記載しております。

現在策定中のいわて県民計画第3期アクションプラン、この3月に策定した新・科学技術による地域イノベーション指針などを踏まえて検討を進めているものです。下線の部分は、主な新設や再編箇所となっております。

○高橋但馬委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○斉藤信委員 中小企業振興条例についてお聞きをしたいと思います。これはまだ検討委員会が1回しか開催されていない。ところが、来年2月定例会には基本計画案を提案する。その前には、商工観光審議会での審議やパブリックコメントもあるということです。せっかく中小企業振興基本計画検討委員会を設置したので、ここで各界の知恵を結集することが本当に必要なのだと思うのです。その点で、極めてタイトだなど。何回ぐらいの検討委員会を予定しているのか、これが一つ。

二つ目に、第1回検討委員会でのどういう議論がされたのかお聞きします。

○高橋経営支援課総括課長 まず、外部検討委員会の回数ですけれども、今後2回を予定しております。それから、1回目の検討委員会は、県内の中小企業者の現状はどうだったか、施策の方向の考え方などいろいろ議論いただいて、委員からはいろいろ意見等をいただきました。主なものとしては、企業が持続的に発展、成長していくには、経営革新に取り組むような企業風土の醸成なども必要であり、目指す姿にそういったものを盛り込むことを検討してもらいたいとか、高校生の地元就職を推進するための取り組みや、農林水産物とエネルギーを活用した取り組み、後継者確保のための取り組みなども計画には盛り込んでもらいたい。あるいは、中小企業振興のためには女性の活用も大切であり、女性の力を引き出すことも必要であるといったような意見をいただいております。

○斉藤信委員 私も第1回の会議の資料をいただきました。かなりまとまった基本計画の案が出されて議論をされているのですね。それに対してかなりの、24項目ぐらいの意見があったという資料をいただいていますけれども、内部でつくったものを基本にして議論するのはいいのだけれども、せっかく中小企業団体の方々が集まって議論しているわけだから、本当に時間をとって、あと2回程度で、県が出した素案に少しプラスアルファしてというような程度では、私は頼りになる基本計画にはならないのではないかと思います。

既に全国のかなりの都道府県で振興条例が制定されているのです。あとは、政令指定都市、川崎市とか横浜市とか、ここらは岩手県よりも人口の多い、そういう規模の政令指定

都市も、既に中小企業振興条例を制定して、毎年年次報告を出して、私たちがかなり参考になるような条例を出しています。そういう全国の中小企業振興条例、その基本計画、そして実践の取り組み、先進的なものは全て取り込んで、これからつくる中身では、岩手的なもので一番充実しているというものにすべきだと思うけれども、そういう比較対照はしていますか。全国のそういう基本計画の資料も出してやっているのでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 計画素案を取りまとめる段階、あるいは委員の皆さんに説明する段階でも、全部というわけにはいきませんが、ほかの県の条例等も幾つかお示しして、参考ということでお話をしております。1回目の委員会を開催するときにも事前に資料をお渡しして、多岐に内容を説明してお話を伺いながらやっております、委員の方からも、なかなか一斉に集まる機会がとれなくても、そういう間、間で個別に意見をやりとりすることで、中身の充実につなげてもらいたいという意見をいただいておりますので、我々もそのように取り組んでいきたいと考えております。

○斉藤信委員 各県、政令指定都市でどういう基本計画がつけられて、どういう特徴があるのか。既に取り組んでいる先進事例など整理しているものがあれば、我々委員にもきちんと情報提供していただきたい。

中小企業振興条例の制定自体が中小企業者の大変切実な要望に応じて、一時は商工振興条例という異質な中身が提案された経過がありました。基本的には中小企業者の方々が歓迎できる条例になったと思うのです。こういう経過があるだけに、それに基づく基本計画というのは、これからの実践課題で、この条例の推進といえますか、具体化のほうが重要なのです。

特にふるさと創生の問題で、岩手で働く、岩手で暮らす、岩手で育てると。岩手で働くといった場合に、本会議の議論でもあったけれども、事業所の99.8%は中小企業です。そして、従業員の85%を占めるのです。だから、中小企業が元気にならなかったら、岩手で働くという岩手県の戦略的な課題がうまく進まないわけです。だから、中小企業振興条例とこれに基づく計画というのは、ふるさと振興戦略のかなめの一つをなす。それだけに、ただつくったというものではなくて、本当にかんかんがくがく議論して英知を結集したものに、そして既に先行事例があるわけだから、よいものは取り入れ、岩手的なものもそれに加えて、岩手らしく本当に活用できるものができたというふうにしていただきたい。

それで、検討委員会は今後2回ということだけれども、ぜひかんかんがくがくの充実した検討ができるように、検討委員会の中でも検討していただく必要があったら、3回、4回とやってもいい課題だと思います。そのことを部長に聞きましょう。

そういう形で、まさにふるさと振興の中心戦略にかかわる中身を持つと私は思うので、ぜひ充実した検討をしていただきたいし、12月県議会で我々も議論する場があると思うので、必要な資料は我々委員にも全面的に提供していただくようお願いしたい。

○菅原商工労働観光部長 委員御指摘のとおり、いわて県民計画とふるさと振興総合戦略とも相まちまして、中小企業振興基本計画は大変重要な位置づけを持った計画と認識して

おります。そういうことで、委員御指摘の点を十分踏まえて、2回の予定ではありますが、検討委員会の委員の皆様のご意向も確かめながら、もう少し議論したいということであれば、少し柔軟にやらせていただきたいと思いますし、資料等の常任委員会の委員の皆様への配付についても努めてまいります。

○**千葉伝委員** 今の斉藤信委員の言及分に私も賛成であります。今の岩手県の中小企業の状況は言わずもがなですけれども、せつかく条例をつくってこれから振興させようと、これを進めるに当たっては、その中身が問題だと思います。条例では、こうします、あしますみたいなことは言っているのですけれども、実際は計画のほうで、それをきちっとした条例にしていくかということだと思います。例えば、第7条の第3号に、中小企業者による新たな事業活動の実施等に必要な資金の円滑な供給を図ることとあるわけですが、これをきちっとやるためには、かなりの資金、当然予算もかかってくるので、それを来年の4月から施行するということであれば、かなり厳しいものだと。ただ、絵に描いた餅みたいなものになりかねないので、斉藤信委員が言うように、1回、2回では足りないのではないかなと思いますので、これからの審議をしっかりと。さっき部長がしっかりと対応してまいりたいと言っていますので、ぜひそのように進めていただきたい。

○**菅原商工労働観光部長** 計画の策定を丁寧に進めるとともに、その中で想定される施策というのものも、ある程度見えてくるとと思いますので、平成28年度の当初予算なりに反映できるものがないかどうか、確かめながら進めていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 県が締結する契約に関する条例にかかわる契約審議会が2回開かれているということでした。

それで、私の最大の問題意識は、適正な賃金の確保なのです。県が締結する契約に関する条例の制定を求めた方々も、最大の目標はここでした。県が発注する事業で労働者に適正な賃金が保障されるようにということで条例制定に至ったわけですが、条例そのものには、いわゆる最低賃金、適正な賃金の確保というものは盛り込まれなかったけれども、目的、理念の中に適正な労働条件の確保を目指すと。条例の目的としては、それが明記されました。

そこで、適正な労働条件の確保という点で、この間、岩手県契約審議会ではどういう議論がされてきたのか。この資料にある取りまとめの素案の議論が2回もやられていますが、この取りまとめの内容というものはどういうものなのか示してください。

○**工藤労働課長** 条例第6条の規定により、条例の基本理念の実現を図るために必要な県の契約に関する取り組みを取りまとめて、その結果を契約の性質等に応じ、契約のその後の締結、履行に際して反映させるというもので、これに沿って、2回の契約審議会では調整した素案等を説明しております。

審議会ですした素案は、全部で118の取り組み項目についての素案でして、うち今後新たに実施を検討していくものが24項目あります。そして、この審議会の場においても、条例の取り組みを通じて労働条件の確保、向上を図ってほしいという意見もあったところで

すが、この118項目の取り組みの中でも、例えば入札において低入札価格調査制度の導入ですとか、あるいはまだ導入されていない業務についての新たな導入の検討というような項目も含まれておまして、そういったところから、労働条件の確保等を進めていくという検討を進めているところです。

○**斉藤信委員** 私は、条例制定の過程でも議論しましたがけれども、例えば公共工事の設計労働単価があるわけですね。これは、漸次引き上がってきた。かなり落ち込んだところから戻ってきた、戻り切らないと思いますが。例えば大工で言うと、今は2万円ちょっとですか。実際の大工、建設労働者がもらっている給料は1万2,000円程度なのです。このぐらい乖離があるのです。これは、余りにもひどいのではないかと。そういう意味では、適正な労働条件の確保ということが理念であり目標ですから、私は現場の実態調査をきちっと踏まえて必要な是正策なり対策というのが検討される必要があるのではないかと。項目はたくさん出されているようだけれども、やっぱりその実態を踏まえた是正策というのが検討されるべきと思うけれども、県としてはそういう実態をどういうふう把握しているのか、把握しようとしているのか、そしてその上で是正策を考えているのかをお聞きしたい。

○**工藤労働課長** 先ほどの、契約審議会での条例第6条の規定による県の契約に関する取り組みの取りまとめの素案の審議においても、設計労務単価がそのまま実際の賃金に反映されにくいのではないかというような意見についても紹介したところでして、そういうことも踏まえて、県としては予定価格の適正な設定などによって、ダンピング防止などに取り組むということも入れております。さらに、今後検討するものとして、お話にあったような実態調査の実施についても、一部の業務について検討することを盛り込んでおります。

この条例は、制定までの間にも労使の関係の皆様のご意見とか、実情とかをお聞きしながら策定したところですし、今後も審議会の場、あるいはそのほかの場でも、労使の皆様のお話、実情等をお聞きしながら、実態把握についても調査検討しながら進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 結果的には賃金条項が明記されない条例になりました。そのときに、契約審議会でも適正な労働条件の確保というのが協議事項になっているので、その議論を踏まえて対応したいというのが県の答弁だったので、切実な実態があるわけですから、そういう実態もしっかり調査した上で、契約審議会がそれを踏まえた具体的な是正策、必要なら条例の改正を含めて検討されるべきだと。これは、私の要望としてこれからも議論しますので、ぜひ踏まえてやっていただきたい。

最後に震災復興の課題で、中小企業分野の取り組み状況についてお聞きをいたします。一つは、補正予算でも少し議論になりましたが、グループ補助金の最新の実績、それと復興事業とのかかわりで、交付決定されたけれども補助金が使えないという業者、繰り越し、事故繰り越し、その他あると思うので、それらの状況を示していただきたい。

二つ目は、県単独の中小企業被災資産復旧事業費補助はどこまでいっているのか、累計含めて示してください。

三つ目は、中小企業による仮設施設整備状況ですが、これは本会議でも議論になりました。釜石市に行ったときに、野田市長からもこれを強く要望された事項であります。実は、この5年間で、施設の移設撤去の財政負担がなくなると。釜石市の場合、215区画あって、これを市がやれば市の負担が2億円弱ぐらい、復興事業のおくれで本設展開したくてもできないというのが主な理由ですから、本会議の答弁を聞いても、これは本当に継続されるのか私は見えなかったけれども、継続されないと大変なことになります。この国の対応状況はどうなっているのか。

あわせて仮設店舗で、本設展開を希望しているのが71%ですか。あとの3割近くは、自分の代は最後まで仮設で頑張りたいということだと思いのです。自力で最後まで仮設で頑張りたいということも、私たちはきちっと受けとめてやっていく必要があるので、5年を過ぎても仮設で最後まで頑張りたいという方々への対応、支援策はどうかお聞きします。

四つ目は、二重債務ローンの支援決定状況をお聞きいたします。

最後ですけれども、雇用問題もかなり深刻で、この間復興事業で、岩手県全体では震災前と8月を比べますと1万9,107人、労働者がふえています。雇用保険の被保険者数です。沿岸も2,771人ふえています。ところが、沿岸の地場産業である水産加工を中心とした食料品製造業は、1,522人減っているのです。全体として復興事業で労働者はふえているけれども、肝心の地場産業が震災前と比べて1,522人減少している。復興事業は、これからどんどん減少に行くわけですから、この地場産業が今のうちにしっかり力をつけないと大変なことになるし、この分野が一番人手不足にあえいでいるわけです。だから、本当に特別の手だてがないと、これは打開していかないし、復興事業が一定の規模あるときに地場産業が力をつける、新産業も展開するというふうにししないと、沿岸は加速度的に人口減少にいきます。私はそういう意味で、そこらの対策を現時点でどういうふうにとめてやろうとしているか、これをお聞きします。

○高橋経営支援課総括課長 グループ補助金の実績と繰り越しの状況は、平成23年度から始まって、平成27年度は1回目の公募が終わって採択をしておりますが、現在の段階で交付決定を受けたのは1,303事業者、807億円の交付決定額となっております。

9月に2回目の公募を実施しておりますが、まだ審査していますので確定していませんけれども、5グループ、20社程度だったはずですが、要望が出ております。

それから、平成26年度までに交付決定を受けた事業者で、平成26年度中までに終わらないといった事業者が、繰り越し手続を行ったところが86社、それから最高3年以上かかったということが194社ですので、280社が平成26年度までに終わらず、繰り越しとなっている状況です。

それから、県単の中小企業被災資産復旧事業費補助の状況ですけれども、平成23年度は修繕の事業がありまして、その後平成25、26年度まで資産復旧事業という形で実施していますけれども、平成23年度に修繕ということで行ったところが427件。平成23年度から

平成 25 年度に資産復旧事業ということで実施したところが 274 件。そして、昨年度実施したところが 26 件となっております。今年度も実施しているところがありますが、交付決定自体は市町村がやっております、正確な集計はまだできていないのですけれども、今のところ 10 件程度、実施していると伺っております。

それから、仮設店舗の撤去に係る費用の件ですが、委員お話のとおり、今の制度では、仮設店舗等が完成してから 5 年以内に撤去するということを決めた場合、その撤去費用を国が負担することになっています。仮設店舗自体は中小企業基盤整備機構が整備して市町村に移譲しており、所有管理は市町村が行っております。撤去費用を国が面倒を見ることになっているのですが、5 年間ということになっております。

釜石市のお話がありましたけれども、確かに現地の状況で、本設にまだ全部移れないこともあり、市町村からも撤去費用の補助の期限を延ばしてほしいという話がありまして、県としても、市町村の状況に応じて延ばしてほしいということを、国に要望しております。これからも引き続き要望していきたいと考えております。

仮設店舗にいる人たちの支援ですけれども、施設の部分と、お客さんに来てもらうような取り組みと両面あると思います。仮設店舗は市町村の所有、管理になっていますので、一義的には市町村でその取り扱いを考えてもらうことになりませんが、お話があったとおり、市町村でも撤去費用の補助期限を延ばさなければならないのではないかという話が出ております。ある市町村では、できるだけ早くみんなで本設に移行したいと考えているところもあるので、地域の状況はそれぞれだと思うのですけれども、いずれ市町村でも仮設をもう少し使えるように考えているところがありますので、そういった部分は我々も要望等を通じて国に伝えていきたいと思っております。

仮設でもイベントとか集客の取り組みをいろいろやっていますので、そういったものへの助成ですとか、ソフト面での取り組みの支援についても、さまざまな支援に取り組んでいきたいと思っております。

それから、二重債務ローンの支援ですが、いわゆる債権買い取りについて、本県では二つの機関が対応しており、8 月末で、岩手県産業復興相談センターで債権買い取り支援決定したのは、これまでに 102 件となっています。それから、東日本大震災事業者再生支援機構で債権買い取り等による支援決定したものは、155 件となっております。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 被災地における雇用状況ですが、雇用者保険の状況を見ると、全県では平成 23 年 2 月に 34 万 3,473 人であったのが、平成 27 年 8 月には 36 万 2,580 人ということで、1 万 9,170 人増加しております。一方、被災地に限って見ますと、一般被保険者数の集計ですが、平成 23 年 2 月から平成 27 年 8 月の比較で、沿岸地域の合計は被保険者数が 733 人の増加と聞いています。一方、全体がふえている中で、食料品製造業については従事者が 1,522 人減っている状況です。ただ、求人活動自体は非常に活発でして、食料品製造業に関する求人倍率が 3.10 倍ということで、求人を出しても応募する人がいないというのも現実かと思っております。

そういった意味で、県としては、これまでハローワークや市町村等と連携した企業見学会等のマッチングをやっておりますし、水産加工業に関しては、DVDの作成等により水産加工現場のイメージアップを図っているほか、ジョブカフェいわて等で従業員定着に向けたセミナー等を行っております。そういった支援をしておりますが、そもそも従業員が不足している現状ですので、企業の収益を上げることは大切ですし、収益の向上を通じて賃金等の処遇の改善を図っていくことが大切だと思っております、県としては、その改善等の導入を進めているところです。

また、復興局の事業になりますが、水産加工業の施設整備等の改善などを行っており、県としても引き続き被災地の人手不足対策等に取り組んでいきたいと思っております。

○高橋但馬委員長 委員の皆様申し上げます。他の委員の発言の機会を確保するためにも、御発言はまとめて、かつ、簡潔にされるようお願いいたします。

あわせて執行部にもお願いいたしますが、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

○斉藤信委員 委員会の質問というのは、本当は自由で活発であるべきなのですが、委員長の気持ちは受けとめまして。

沿岸の雇用被保険者数が2,771人増ですか、771人ではなく。人口が減っている中で、全県も沿岸も被保険者数はふえているのです。これは、基本的には復興事業です。しかし、これはいつまでも継続しないのです。そのときに、肝心の地場産業が1,522人も震災前から落ち込んでいるということに本当に危機感を持って、求人が出ても確保できないという深刻さがあるから、これは労働条件の改善にしても、会社のシステムの改善、その他いろいろあるでしょう。しかし、英知を結集してやらないと、復興事業が終わったら、労働者はダブルで減少するのです。そういう危機感を持ってやっていただきたいと思います。

中小企業基盤整備機構の仮設店舗については、これも全然見えないのです。本会議で聞いても、ここで聞いても見えない。せっかく新しい復興大臣が来たり、副大臣が来たり、政務官が来たりしているのだから、本当に強くこれ要望しないと、事業者の責任ではないのです。区画整理事業とかがおくれているから本設展開ができないというのは主要な理由ですから、これは政府といえども理解していただける内容だと思うのです。そういうものを早く打ち出していかないと、本当に安心して事業を継続できないのだと思うのです。

二重ローンについて、257件まで対象になったということは大きな成果ですが、産業復興相談センターの場合は、相談件数842件に対して102件というのは12.1%なのです。東日本大震災再生支援機構の場合は……

○高橋但馬委員長 斉藤委員、簡潔にお願いします。

○斉藤信委員 458件のうち155件で33.8%です。どっちも頑張っているのだろうけれども、3倍ぐらいの差がつくと。もっともっと積極的に取り組む必要があるのではないかと、いうふうに思います。

最後に、委員長、私はこの機会だから言うけれども、常任委員会の審議に30分ルールというのではないのよ。本当は2日間の日程をとっているのです。私はそのことを踏まえてや

っていただきたい。以上で終わります。

○高橋但馬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、議案第19号岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例及び議案第20号岩手県いじめ問題対策委員会条例、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田村教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の一般会計補正予算について説明いたします。議案(その1)の6ページをごらんください。

議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算(第2号)についてですが、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は10款教育費7,380万4,000円のうち8項大学費604万7,000円を除いた額、6,775万7,000円を増額しようとするものです。その主な内容については、別冊の予算に関する説明書により説明いたしますが、事業ごとの補正額については省略いたしますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の67ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費の説明欄一番上の児童生徒健全育成推進費ですが、これは昨年滝沢市と本年7月に発生した矢巾町の中学生の自殺事案を受けて、県の対応策として措置するものです。具体的には、岩手県いじめ問題対策委員会条例の提案に伴い、同委員会の委員報酬等の運営経費及び生命の尊重といじめ防止の啓発を目的としたポスターを作成し、県内全ての学校と県、市町村の関係機関に配付、掲示するための経費を補正しようとするものです。

次のページ、68ページをお開き願います。一番上の4項高等学校費、2目全日制高等学校管理費の施設等管理費、これは千厩高等学校駒場校舎の財産処分に伴う施設内の不要備品類の処分経費を補正しようとするものであり、次の5目学校建設費の建物等維持管理費は、水沢農業高等学校の敷地が、仮称奥州スマートインターチェンジ、スマートインターチェンジとはETC車載器を搭載した車両に限定しているインターチェンジのことですが、この設置対象地に該当することに伴い、支障のある物件の移設等に要する経費を補正しようとするものです。

下のページ、69ページに参りまして、一番上の6項社会教育費、2目文化財保護費の世界遺産登録推進事業費は、釜石市の橋野鉄鉱山を含む明治日本の産業革命遺産が世界遺産に登録されたことに伴い、関係自治体で構成する世界遺産登録推進協議会が行う資産の理解増進、情報発信の取り組みに対し、負担金500万円を支出するほか、登録記念のイベン

ト及び県立博物館におけるテーマ展の実施等に要する経費を補正しようとするものです。

次に、6目美術館費の施設整備費は、県立美術館の空調設備の修繕に要する経費を補正しようとするものです。

次の70ページをお開き願います。一番上の7項保健体育費、2目体育振興費の全国高等学校総合体育大会運営費補助は、今年度本県で開催される全国高等学校総合体育大会のスケート競技及びアイスホッケー競技の運営費の一部について、岩手県実行委員会に対し補助する経費を補正しようとするものです。

次に、3目体育施設費の施設設備整備費は、被災した県立高田松原野外活動センターにかわる施設について、整備に係る事前調査及び基本構想、基本計画の策定に要する経費を補正しようとするものです。

○大林生徒指導課長 それでは、議案第19号、第20号について説明いたします。

最初に議案第19号、第20号に共通することとして、本県では、いじめ防止対策推進法、以下、法と申し上げますが、法の施行後、平成24年4月に県の基本方針を策定し、いじめ防止対策を推進してきました。この取り組みの中で、岩手県いじめ問題対策連絡協議会については昨年8月に要綱により設置しており、またいわゆる第三者調査委員会については、県立学校において重大事態が発生した場合に要綱を制定し、設置することとしておりました。

しかし、県内でいじめを一因とした重大事案が連続して発生したことを踏まえ、いじめ問題に迅速かつ機動的に対応するため、これらの委員会を県議会の議決をいただいて定める条例を根拠とする組織に移行させるため、新たに二つの条例を定めようとするものです。

それでは、議案第19号、岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例について説明いたします。議案(その2)の11ページをお開き願います。制定の趣旨、条例案の内容について、便宜お手元に配付しております岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例案の概要によって説明いたします。

初めに、制定の趣旨ですが、法第14条第1項の規定に基づき、本県における関係機関、団体のいじめ防止等に関する連携の推進と各機関の取り組みの情報共有等を踏まえた意見交換等を行うため、岩手県いじめ問題対策連絡協議会を設置しようとするものです。

次に、2、条例案の内容ですが、まず(1)については、岩手県いじめ問題対策連絡協議会の設置について定めようとするものです。(2)では、委員会の組織について、委員は法第14条第1項に掲げる構成員を参考にしつつ、教育関係団体の役職員または学識経験のある者、知事が別に定める関係行政機関の長、またはその指名する職員とするものです。

以下、(3)では協議会の会長について、(4)では協議会の招集等協議会の会議について、(5)では協議会の庶務について、(6)ではその他協議会の運営に関して必要な事項の取り扱いについて定めようとするものです。

第3に、施行期日ですが、公布の日から施行しようとするものです。

次に、議案第20号岩手県いじめ問題対策委員会条例について説明いたします。議案(そ

の2)の13ページをお開き願います。制定の趣旨、かつ条例の内容について、便宜お手元に配付しております岩手県いじめ問題対策委員会条例案の概要によって説明いたします。

初めに、1、制定の趣旨ですが、法第14条第3項の規定に基づき、本県におけるいじめ防止等のための実効的対策を推進するため、専門的知見から、いじめ防止等のための有効な対策を検討するとともに、重大事態等が起きた場合において、法の規定に基づく調査を第三者機関として、公平性、中立性を担保した形で速やかに行うことができるよう、教育委員会の附属機関として岩手県いじめ問題対策委員会を設置しようとするものです。

第2に、条例案の内容ですが、まず(1)では、岩手県いじめ問題対策委員会の設置について定めようとするものです。

次に、(2)では、委員会の所掌について定めようとするものです。委員会の所掌は、三つの条文で規定しております。一つ目は、法第12条の規定に定められた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめ防止のための対策について調査審議することです。二つ目は、法第24条の規定により、重大事態に至らないまでも、当該校及び教育委員会だけでは解決が困難と思われる事案について、中立性、第三者性を確保しながら調査を行うことです。三つ目は、法28条第1項の規定により、重大事態に対処し及び当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため、中立性、第三者性を確保しながら速やかに調査を行うことです。

以下、(3)では、委員会の組織について、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験を有する者から成る10人以内の委員で構成しようとするものです。(4)では、委員会の委員長について、(5)では、委員会の専門委員を置くことができること。これは、重大事態の調査については、いじめの形態等が多様化している中、事案によっては委員の専門分野以外の専門的な知識が必要とされる可能性もあることから、専門委員を置くことができるものです。(6)では、委員会の会議について、(7)では、委員会に部会を置くことができること、(8)では、委員会は必要に応じて議事に関係ある者の出席を求め、その意見等を聞くことができること等について、(9)では、委員及び専門委員の守秘義務について、(10)では、委員会の庶務について、(11)では、その他委員会の運営に関して必要な事項の取り扱いについて定めようとするものです。

第3に、施行期日ですが、公布の日から施行しようとするものです。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 まず、いじめ問題対策委員会、いじめ問題対策連絡協議会の条例案があり、補正予算があるわけですが、この背景になったのは、今年7月5日の矢巾町内における中学2年生のいじめにかかわる自殺だったと思います。そして、これまた第三者委員会の報告でも示されたように、昨年の4月末には滝沢市内で中学2年生による、いじめが要因になった自殺がありました。2年連続こうした痛ましい事件が起こったということについて、私自身が本当に痛恨の極みという感じですがけれども、いじめ対策法ができて、県がいじめ対策の基本方針を出して、そうした中で、なぜこういうことになるのか。私は、率直に言

って教育長や教育委員長や教育委員会自体の反省が足りないのではないかと思います。

そして、矢巾の2度目の事件から、本当に痛切な教訓を学ばなければならない、受けとめなくてはならないと思うのだけれども、まずそのことから教育長にお聞きをしたい。

○高橋教育長 ただいま委員からお話がありましたとおり、昨年の滝沢市での事案については、当初いじめとの関連性がなかなか明らかにならなかった中、第三者委員会での20回にわたる審議の中で、いじめとのかかわりがあるという結論に至りました。

県教育委員会としては、滝沢市の事案を全県で共有することで、その事案に至る経緯等についての啓発活動であるとか情報共有を市町村教育委員会とともにやってきた中で矢巾町の事案が発生したことに対しては、県教育委員会、それから私自身としましても痛恨のきわみでありまして、真摯に反省しなければならないと思っております。このような事態が繰り返すことがあってはならないという思いを強くしているところでして、今後再発防止に向けてできる限りの取り組みをしていきたいと思っております。

ただ一方で、いじめは常に起こり得るという危機感も我々は常に持ちながら、いじめの早期発見、早期対策を打つように取り組んでいかなければならないという思いを強くしているところです。

○斉藤信委員 滝沢のケースと矢巾のケースで共通性と違いがあるのです。滝沢のケースは、学校の調査では自殺といじめの関連を認めなかったのです。このことが父母の不信も買い、第三者委員会の設置に至った。私は、市教育委員会も含めて学校の対応がまずかったというふうに思います。矢巾の場合は、残念な事件が起きたけれども、矢巾町教育委員会も、翌日に町長を含めた総合教育会議を開いて、いじめと自殺の関連を認めて、その上で学校も調査をします。私は、本当に痛ましい事件が起きたけれども、矢巾町は、そういう立場では、遺族や犠牲になった方に心を寄せた取り組みが基本的には行われてきたのではないかと。

共通した問題は何かというと、いじめが訴えられていても、いじめと認識できなかったという問題なのです。滝沢もそうです。父母がいじめがあると指摘しても、それをいじめと認識しない。学校として対応しない。矢巾町の場合はもっと特異で、生活記録ノートに、これは1年前からいじめられている、殴られている、いろんなことが書かれていて、担任教師も、確かにそのときは対応しているのだけれども、これを深刻ないじめとして担任教師が受けとめず、学年でも学校でも共有せず、学校として対応できなかった。だから、あれだけの訴えがありながら、いじめと認識できなかったというのが共通の大問題です。私は多くの学校にこれがあると思うのです。からかいとか、いじめの境がわからなくて、いじめとして受けとめられていない。

いじめというのは、文部科学省の定義にもあるように、本人が心理的、肉体的に苦痛と感じているものはいじめなのだ。その立場で、早期に発見し対応するということだと思いうけれども、残念ながら矢巾だけではなくて、いじめの認識というのが、教師にも学校にも決定的に不足したというか、その認識に極めて重大な問題があったのではないかと思います。

ますが、どう受けとめていますか。

○高橋教育長 両事案の違いにつきましては、委員お話のとおりだと認識しております。ただ、共通点としては、それぞれいじめられたほう、それからいじめたほうが存在するというですけれども、その判断というのがなかなか難しいということもあったのではないかなと思っています。

矢巾町の事案については、生活記録ノートがあったということと、担任が生徒の相談に乗っていた中で、不幸にもそういう事態になってしまったことは、極めて痛ましい事案でして、そういう中で、我々は学校組織としての情報共有が欠如していたことについては、両事案ともに大きく反省しなければならない。これを他山の石として、全県でその情報を共有して再発防止をやっていくことが強く岩手の教育界に求められているのだと認識しております。

○斉藤信委員 文部科学省は、この間2度の通知を出して、特にいじめの認知について厳しくやっています。それが欠落していたから、文部科学省は、いじめゼロ件という学校が少なくないということを重大視して再調査を求めたわけです。矢巾町の場合は、去年、ことしゼロ件だったけれども、三十数件ありました。私はそういう形になるのだと思うのです。私が特に指摘したいのは、去年のものはまだ発表されていないけれども、例えばおとしのいじめ状況については全国的に発表されて、岩手の場合は、平成25年度ですけれども、いじめの837件のうち、学級担任が発見したのは49件、5.9%しかないのです。学級担任以外の教職員が発見したのが34件、4.1%。学校で発見した率が一番多いのは、アンケート調査など学校の取り組みによって326件、38.9%。アンケートを含めて学校がいじめを発見したのは50.4%なのです。

一番多いのは、保護者からの訴え、22.6%。本人からの訴え20.7%。先生がほとんど気づかないのが実態です。隠れてやるということもあるけれども、担任教師が気づけていないというのが実態なのです。先生が気づいたときには極めて重症になっているというふうに受けとめて対応しなければだめなのです。私たちは申し入れで、様子見してはならないと言っているけれども、いじめかからいかかわからない段階でも、いじめを疑って対応するということが矢巾の教訓なのです。

そういう意味で私は、いじめの認識を全ての学校であって当たり前、早く見つけて、早く解決できる学校をつくるのが一番すばらしい学校だと思います。大体今の子供たちの置かれている状況で、いじめをなくすということは難しいです。しかし、いじめが起きたら早期に発見して、教職員や父母、何よりも子供の力で打開していくということが一番大事な課題。

もう一つ、共通した問題は何かというと、学校が情報を共有できずに、学校の取り組みができなかったというのが二つ目の教訓なのです。これは、いじめの認識が弱いのとあわせて情報を共有するシステムがない、仕組みがない、信頼関係がない。これは深刻です。いじめ対策会議のような組織はつくっているのですが機能できない、していないのです。

そして、先生の間での信頼関係も、残念ながら十分ではないし余裕もない。余裕もないということも客観的な問題。私は学校がこういう情報を担任とか一人の先生に任せないで、学校全体、教師全体が情報を共有して対応できるような実効性のある組織、システム、そのための教師集団の信頼関係を日常的につくっていかないとだめだと思いますけれども、この点はどう受けとめていますか。

○大林生徒指導課長 いじめの認知については、各都道府県によってもかなり差があったという実態が平成25年度の調査でもありましたので、文部科学省から8月中に再調査という形で通知があり、今それを集計しているところです。

いじめにかかわる組織は、法によって義務づけられておりますので、どの学校でもあることはあるわけですが、今回の矢巾の事案は、その組織が十分に機能しなかったという実態もそのとおりです。県教育委員会としても、ここは大きな課題であるということで、各学校で定めているいじめ防止の基本方針の実効性がどのようになっているのか調査した中でも、組織として機能していなかったという実態もありましたので、その結果を学校に返しながらいじめをしっかりと認知できるようなシステムと組織を活用できるような対応をしていかなければならないと思っております。

○斉藤信委員 今の話は、残念ながら当事者意識が弱い。聞いていてそう思います。文部科学省の8月17日付の通知はどこから始まっているかというのと、こうです。先日岩手県矢巾町で中学2年生が自殺した事案では、亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けている旨を記載したものの、学校は人間関係上のトラブルと捉え、しかもそのトラブルは解決済みと判断し、結局いじめとは捉えませんでしたと。全国的にもこの事案と同様、いじめとして認知されず云々と、こういうふうになっているのです。矢巾町の事件の痛切な反省を踏まえて、文部科学省はかなり立ち入ったいじめの認知に対する考え方を具体的に指摘したのです。その弱点は、実は矢巾の学校の調査にも出ているのです。13件のいじめがあったけれども、学校の調査で認定されたのは、たった6件なのです。そのほかはなぜいじめとして認知できないのか。私は、これは弱点だと思います。

実は、滝沢もそうなのです。第三者委員会がかなり丁寧にやっただけでも、全てのいじめが認知されたわけではないのです。私は、かなり限定されていたことはちょっと問題があるのではないかと思っているけれども、そういういじめの認知は、矢巾の調査の中にも出ていたのだと思う。

ただ、私が今2番目の問題として聞いたのは、なぜ学校で情報共有されず、学校としての対応ができなかったのかということを知りたいのです。教育長、私は幾つか指摘をしましたが、これは学校として本当に一番大事な問題ですから、教えてください。

○高橋教育長 昨日の一般質問でも触れましたけれども、相当数の学校において、できればいじめの認知件数が少ないほうがいいと思うところは、いじめのない学校、社会、そういう姿があればいいなという気持ちが先に出てしまって、認知を消極的に受けた結果、正確な認知の把握ができなかったという課題が、今回の両事案を通じて明らかになったのだ

ろうと強く思っております。

そういうことで、生徒指導課長が申し上げた全県のいじめ防止対策基本方針、この取り組み状況がどうか、やるべきことは、まさに学校全体としての情報共有、そして、いじめを積極的に認知する。それから、そういう事案が出た場合には、いじめたほう、いじめられたほう、双方の話を十分に聞いて適切な対応をするということが、全学校でそもそもの基本方針の中に盛り込まれているわけですが、それに沿った具体的な活動がなされていないかという事案が出てまいりましたので、それをきちっとやっていくということが大事だなと思っております。

いずれ今回の事案を我々十分に反省しまして、組織全体として情報共有をすることによって、適切な事実関係を明らかにしていくということが大事かと。

一方で、いじめた、いじめられたというのは、現実的に白黒がはっきりしない、難しい事案があるのも事実だと思います。ただ、そのときに、いじめられたほうが、いじめられたということであれば、それを積極的に取り上げて、課題の解決に向けて寄り添って話し合いをしていくということが、極めて大事ななと思っております。そういう面で市町村に対する指導、助言を行っていきたいと思います。

○齊藤信委員 矢巾町の学校における調査報告書の問題点は、いじめとして認知できなかった。もう一つは、学校として対応できなかった。しかし、そのことについて、残念ながらかということが書かれていないのです。そこまで立ち入って調査、対応できなかったのが弱点です。教育長も率直にそのことは述べておりました。

私は、今回2度にわたって矢巾町の教育長からさまざまな取り組み状況や今後の対応策を聞いてきました。今矢巾町は三つの取り組みをしている。一つは、いじめを疑って対応する。そして、いじめの修正報告の結果、ゼロ件から三十数件になったけれども、基本的にいじめ情報はいじめだと思って対応する、今このように改善しているのです。白か黒かではないですよ。対応で解決すればいいのです。

二つ目は、学校で情報共有できなかった反省を踏まえて、カードでメモして、学年の教員が共有できるようにする。一つ一つはいじめかどうか分からない。しかし、経過で見るとわかってくるのですね。気になることがきちんとカード化して教員で共有される、毎月1回校長や管理職が必ず目を通す。こういう形で情報の共有化を図っております。

そして三つ目、いじめ担当をはっきりさせる。これは、広報でいじめの担当はこの人で、すよと父兄にもお知らせしている。こういう形で、さまざまな情報が学校にも父兄にもすぐ届くようにしているということでした。

このほかの取り組みの教訓として、こんなことを言っていました。いじめの認識は根本問題だったと。もう一つはスキル、技術不足もあったと。これは、先生の声のかけ方なのです。いじめられている子供に、大丈夫かと聞いて、大丈夫だと言われたら終わりなんてとんでもない話なのです。これは、先生方もスクールカウンセラーとか専門家からさまざまな意見をいただいて、そういう生徒に対する対応、スキル、技術をきちんと身につけな

くてはだめだと。そして三つ目には、昨年矢巾でいじめ調査をやったら、八、九割は本人か保護者からだった。教師が把握する件数は圧倒的に少なかった。教師に届くときというのは、ある意味で事態が進行している場合です。いじめ対策基本方針というのはひな形があって、勝手につくれるのです。それをどんなに確認したって実効あるものにならないのです。今度の問題は、しっかりこの教訓を深めてやらないと、全体のものにならないと思います。

次に、条例案についてお聞きしたいのだけれども、今度の条例は問題があるのだと思うのです。いじめ問題対策連絡協議会の設置は問題ないと思いますが、いじめ問題対策委員会の設置、これは間口が広過ぎるのです。何を対応するかというと、いじめ防止のための実効的対策を推進する。そして、重大事態等が起きた場合、重大事態の直前の問題と、起きたものと二つあるわけですけれども、第三者機関とした機能も発揮する。

行政のもとに置いた附属機関が本当に第三者機関になるのか。矢巾の教訓からも、矢巾が第三者機関を設置しようとしているとき、遺族の方が、遺族の意見も入れてほしいというので設置し直しました。知事のもと、または教育委員会のもとに置かれる附属機関は、遺族から見て第三者機関に見えるのか。私は、この点では疑義がある。やっぱり重大事態が発生したときに、その事態にふさわしい第三者委員会を設置すべきではないか。

二つ目には、結局ここでは10人以内で委員を決めるわけですね。県の場合には、県立学校が対象になるわけです。どちらかということ義務教育のほうが事例が多いし、頻度が多いと思うので、実効性があるのかということ。ずっと恒常的に決めていて、そして重大事態が起きたときにも、その人たちが対応する。こういう形で本当に対応できるのか。私は、重大事態が発生したときに、それにふさわしく、機動的な人を選んで、遺族の希望も含めて選んだほうが、実効性も客観性もある調査機関になるのではないかと思いますけれども、この点はどういうふうに検討されましたか。

○大林生徒指導課長 最初の第三者性を確保できるのかということですが、例えば医師会とか弁護士会というところに、この方をという指名ではなくて、職能団体を選んでいただくところでは第三者性は確保できるものと判断しております。

あとは、事案が起こってからということですが、例えば滝沢の場合は、事案発生から第三者委員会の最初の会合まで4カ月ほどかかっています。同じように、矢巾の場合は早かったわけですが、2カ月かかっているということで、迅速、機動的に対応するためには、あらかじめ常設をしておきながら、事案が発生した場合に速やかに対応するために常設化を考えたところでは。

○斉藤信委員 滝沢が4カ月延びたというのは、学校がいじめを認めずに、遺族が第三者機関の設置を求めたから延びたのです、学校の調査が曖昧だったために。矢巾のときは2カ月ですから、そんなに延びたと私は思わないけれども、最初から遺族に寄り添ってやっていたら、もう少し早くなったと思うけれども、2カ月程度であればおくれたうちには入らないのだと。その間に学校の調査もあるわけですから。

大事なのは、いじめ問題対策委員会の任期は2年なのです、10人以内で。私は専門家にそんな暇な人はいないと思うのです。例えば滝沢の場合、調査の会議を20回やっているのです。矢巾も恐らくそれぐらいになるかもしれない。3カ月ぐらいで20回というのはかなりの頻度なのです。だから、事件が発生したときに、その事件に対応できる適切な専門家を設置することができるのと条例制定をしていけばいいのです。そして、重大事態があったときには、それにふさわしい委員をすぐ選任して、もちろん遺族の意向も聞いてというふうにすると速やかに対応できる。いつ起こるか分からないそういうことに対して、あらかじめ2年の任期で決める委員が対応できるのか。私は、それ自身、極めてストレスが高くて、逆に実効性がないのだと思います。やっぱり実効性があるように、設置できるというふうにしておけば、おくれることは絶対はない。私はそのほうが第三者機関として、遺族の方から見ても、誰から見ても理解されるのだと思いますけれども、教育長、この規定には無理があると思いませんか。矛盾があると思いませんか。

○高橋教育長 今回提案しております条例案は、さまざまな方途があるだろうという中で、いろんな議論をした上で、この条例案を提案するのがベストだということで提案しております。これは上位法規として、いじめ防止対策推進法があります。大津の事件を教訓に、その後でさまざまな取り組み、本県の事案もあります。そういう中で国全体として、こういう機動的な対応を図ることが、教育行政側の大きな責任だという前提で、国からもそういう助言をいただいております、我々岩手の教育に責任を持つ者として、こういう体制をしくのは自分たちの責務を果たすことになると思っております。

○斉藤信委員 教育長は私の質問に答えていないのです。大津の事件は教育委員会ぐるみでいじめを隠したから、市長のもとに第三者委員会をつくったのです。教育委員会がいじめを隠す側に回っていたのです。そういう事態の深刻さがあって、市長のもとに開かれた第三者委員会が設置されて、かなり丁寧な調査があって、その中身は今でも私は教訓になると思います。だから、教育委員会のもとに置くのは、本当に第三者委員会に見えるかという一つの大きな問題があるのです。

そして、こういう重大事態が発生したときには、滝沢でも矢巾でもそうです、5人程度で2カ月、3カ月集中して、20回程度の調査や検討会をやられるのです。それを、あらかじめ任期2年で、いつ起こるか分からないという、こういう形の選び方というのは、合理性を欠くと。遺族から見ても、それが第三者委員会に当たるのか。そして、2年の任期でお願いするというのも、10人以内ということも、私は実態にそぐわないのではないかと思います。ここらはもっと吟味すべきではないですか。そう思いませんか。私の質問に対してかみ合うように答えてください。

○高橋教育長 まず、第三者性の確保という観点で、その附属機関を教育委員会に置くのはどうなのかということですが、これは、まさに運用の話も大きいと思います。岩手で滝沢、それから矢巾の事案が連続して起きたということを、我々将来に向かって大きく受けとめていかなければならないと思っております、この会議の運営に当たって、教

育委員会と附属機関は、きちっと距離を置いた形で運営されることに十分配慮する必要があると思っております、そういう意味で、そういう思いを強くすることによって、第三者性が確保されると考えております。

○高橋但馬委員長 委員の皆様申し上げます。

ほかの委員の発言の機会を確保するためにも、御発言をまとめて、かつ簡潔にされるようお願いいたします。あわせて執行部にもお願いいたしますが、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

○斉藤信委員 最後まで大事なところがかみ合わないの、これ以上やりませんが、私が指摘している問題点について、残念ながらかみ合う答弁はなかった。重大事態に対しては、機敏性を持って集中的に対応できるような体制を構築すべきであり、恒常的な組織で第三者委員会というのは、遺族の立場から見れば、なかなか私は理解しがたい。その点で、まだ討論の時間ではありませんが、私は補正予算と議案第19号には賛成しますが、議案第20号については現時点では保留しますので、態度も含めて言っておきます。

○ハクセル美穂子委員 児童生徒健全育成推進費に、ポスター製作費ということで委託料が370万2,000円計上されておりますが、いじめ防止啓発等に要するポスターを作成する委託料と捉えていますけれども、これは誰向けのいじめ防止啓発なのか、子供たち向けなのか、それともいじめを防止するために周りで見ている大人向けの啓発ポスターなのか、その辺をお聞かせください。

○大林生徒指導課長 このポスターは、生命の尊重といじめ防止をテーマに、1万部ほど作成する予定で、県内の私立、国立を含む全部の学校、全部というのは小中高、特別支援校全部の学校の教室に全部掲示をする。公民館とかその他の教育関連施設も考えますが、まずは全教室に張りまして、子供たちに対して、生命尊重といじめ防止をリンクすることを目的に作成するものです。

それで、発達段階がさまざまありますので、小学校の低学年用と高学年用、あとは中高生用という形で、発達段階に合わせた文章表現も考えて作成する予定です。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。

要望も含めますけれども、中学生ぐらいになれば、例えば自分がいじめを受けていると感じたときに、学校や担任の先生に言えなくても、言える場所に、電話を試みたり、問い合わせを試みたりすると思いますが、そういった子供たちに手を差し伸べられるような場所の掲示もされる予定なのかどうか、その考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○大林生徒指導課長 いじめ防止のために24時間子供SOSダイヤルというカードがあるのでありますが、それを平成24年度の大津での自殺事案が問題になって以降、県内で、私立も含めて全ての学校に、大体夏休み明けのところで配付をしております。まずはそこに、例えばいじめだけではなく、さまざまな不安があった場合の相談の窓口がわかるように提示をしております。

今回のポスターに入れるかどうかについては、ちょっと検討させていただきたいと思いますが、いずれ、子供たちとか保護者への相談窓口の周知につきましては、これまでもさまざまな機会に取り組んでおります。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

それでは、まず議案第 20 号を採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 1 号及び議案第 19 号を一括採決いたします。

各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○木村高校改革課長 それでは、議案第 21 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。条例案は、議案（その 2）の 15 ページをお開き願います。便宜、お手元にお配りしております条例案の概要によって説明いたします。

1 の改正の趣旨ですが、今回の改正は岩手県立福岡高等学校浄法寺校を廃止しようとするものです。

2 の条例案の内容について説明いたします。岩手県立福岡高等学校浄法寺校は、本校である福岡高等学校に統合することとして平成 26 年度入試から募集を停止しており、今年度末をもって、在籍する生徒が卒業することから浄法寺校を廃止しようとするものであり、浄法寺校に関連する内容を削るものです。

最後に、3 の施行期日ですが、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

以上の事件について和解し、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものです。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○樋下正信委員 この1万何ぼというのは金額はいいですけども、中身はどういう修理をやったのですか。

○宮澤学校施設課長 この事案の中身でございますけれども、盛岡工業高校の駐車場から15メートルほど離れたところの草刈りをしようということで、校務員が草刈りを……

〔樋下正信委員「要するに、1万何ぼでどういう修理をしたの」と呼ぶ〕

○宮澤学校施設課長 車のフロントの三角窓に当たって、そこが割れたという事案です。

○樋下正信委員 今の自動車、三角窓、あるんだ。それを交換した。

○宮澤学校施設課長 はい、そうです。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から県営体育館の天井のコンクリート片の落下について発言を求められておりますので、これを許します。

○八木スポーツ健康課総括課長 県営体育館の天井からコンクリート片が落下した事案について報告いたします。

本体育館は、昭和42年6月に建築されたものであり、定期的な点検を実施し、個別の修繕を行いながら利用に供してきたところですが、天井を覆っている落下防止シートの一部に膨らみがあったことから、指定管理者である岩手県スポーツ振興事業団が業者に調査を依頼し、9月10日に現地を確認したところ、大きさ約30センチメートル掛ける18センチメートル掛ける17センチメートル、重さ4キログラムのコンクリート片が発見されたところでした。なお、この件については、昨日来新聞等で報道がなされているところです。

このシートは、人が乗っても耐えるほどの強度があることから、幸い床面への落下はありませんでしたが、利用者の安全確保を優先することとし、練習などの予約利用者等へ随時連絡をとりながら、9月16日に全面休館することとしました。この休館措置に際しては、体育館入り口の掲示を初め、事業団及び県のホームページに即日表示することにより利用

者への周知を図ったところです。

現在修繕方法を検討するための事前調査の方法について、本体育館の設計事業者と協議しているところであり、今後その事前調査を行った後に修繕方法を検討した上で、改修工事を行いたいと考えております。

県営体育館は、来年開催される岩手国体体操競技の練習会場に予定されており、また岩手ビッグブルズを初め多くの県民の方々に利用していただいている施設であることから、早急に改修工事が必要であると認識しているところであり、現在県教育委員会において具体的な対応を検討しているところです。

○高橋但馬委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○斉藤信委員 私は1点だけ。高校再編についてお聞きしたいと思います。

本会議でも議論がありましたが、第2回目の地域検討会議が開かれて、これから第3回目を開催すると。残念ながら、第2回目は選挙のさなかで、第3回目も議会の日程とぶつかって、私、第2回、第3回出席できないのは残念なのだけれども、第2回までの議論で、どういう課題が基本方針とのかかわりでどう煮詰められているのか。そして、今後のスケジュールを本会議で年内とか今年度中とか言われていましたが、そうすると、あと2カ月ないわけですよ。だから、それほど煮詰まっているのか。煮詰まっているのであれば、ぜひこういうふうに煮詰まっているという話をしていただきたいし、今後のスケジュールを改めてお聞きをしたい。

○木村高校改革課長 高校再編について、これまで地域検討会議は9ブロックで各2回、第1回目は151人、第2回目146人の参加者から意見をいただいておりますし、意見交換会ということでは、各ブロックで各1回開催し、総勢で232人が出席している状況です。

主な意見の関係ですが、主な意見として5点ほどございまして、1番目として、地域創生の取り組みということで、地域の高校は非常に重要であり、存続が必要という意見、そして2番目として、地域と連携した魅力ある学校づくりという意見、3番目として、県北沿岸地域等における少人数学級の導入、4番目として、再編を行う場合であっても、生徒の選択肢をブロック内で確保してほしい、最後に再編に直接関係する生徒の意見も確認する必要があるというような意見をいただいているところです。

来週から11月下旬にかけて地域検討会議、意見交換会を開催する予定ですが、ブロックにおける学校、学科の配置のさらなる具体化という部分について意見交換を行います。

具体的には、中学生の進路希望アンケートの結果等も踏まえたブロック内の学校、学科のあり方、将来の入学者の減少を見据えた統合、または学級減の方向性、そして統合を行う場合の校舎制の導入の可能性、また、統合等を行う場合の交通事情等を考慮した通学支援のあり方等について意見を伺う予定です。

本会議でも、教育長から答弁したとおり、こういった皆様の意見を丁寧に向いながら、自立した社会人としての資質を有し、ふるさとを守る人材の育成に向けて魅力ある学校づくり、そして学校規模の維持による教育の質の保証、そして教育が極端に困難となる地域

での教育の機会の保障なども柱としながら、これまでの高校再編の経緯も踏まえながら、可能であれば本年度中を目途に新たな高校再編の計画の策定を進めていく考えです。

○**斉藤信委員** 本年度中に計画を策定する。これは議会の議決事項にならないのだよね。私ここが少し問題なのだと思うのです。やっぱり、本会議とか委員会の議論があったとしても、議会がこれにどういうふうにかかわるのか。これは本年度中に案として決めるのか、案として最終的な決定となるのか、そこをもう少し正確に。パブリックコメントとか言っているのです、そのスケジュールも含めて、もっと正確に言ってください。

○**木村高校改革課長** スケジュールの関係ですが、11月までに意見交換を行った後、可能であればということになります。本年末をめどに計画案を公表、その後パブリックコメントということで、その一環としての地域説明会も実施した上で、年度内ということが可能であれば、そこを目途に計画の策定を進めて成案化につなげたいと考えているところです。

○**ハクセル美穂子委員** 岩手県ふるさと振興総合戦略の中で、質問したい点があります。岩手で働く、岩手で育てる、岩手で暮らすの中の子育て支援や、ほかにもいろいろプロジェクトがあるのですけれども、大人のIターンとかUターンについては考えているのですが、家族の中に子供がいらっしゃる方は、岩手にUターン、Iターンして、子供たちの教育環境というのがどのように充実しているのかということが、U・Iターンするかどうかを考える基準にもなると思うのですが、教育サービスの充実とかそういうビジョンが盛り込まれていないような感じがしました。そういう学校教育の学力向上も含めて、岩手県として特色ある教育サービスを充実するというようなことを、この総合戦略の中に入れるべきではないかと考えるのですが、その辺をお聞きしたいと思います。

○**菊池教育企画室特命参事兼企画課長** ふるさと振興総合戦略については、いわて県民計画、すなわち県政全般にわたる施策や、施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたものとは若干性格が異なっており、国のまち・ひと・しごと総合戦略を勘案しながら、人口減少に歯どめをかけることを目的に策定するもので、教育分野についても、人口減に着目して重点的な取り組みに限定して記載したものです。

具体的には、取り組みの方向として、地域を牽引する人材の育成ですとか、産業を担う人材の育成、それから国際的な視野で地域や世界で活躍できる教育の推進といった視点から、岩手の復興教育の推進、これは本県に特色のあるものですが、岩手の復興教育の推進ですとかグローバル人材の育成、キャリア教育の推進といった人口減に直接かかわると思われる人材育成の部分について触れております。

御指摘のように、学力向上とか教育の分野の施策というのは多岐にわたりますが、これは今後策定する第3期アクションプランの中に組み込んでいくものと考えております。

○**小西和子委員** まず、多忙化解消について、現在の小中学校、高校もそうですけれども、多忙化の実態をどのように把握していらっしゃるのか。

教職員の勤務負担軽減に係る協議の場ということを今やっているわけですけれども、そ

の進捗状況について。また、小学校、中学校の労働安全衛生体制の構築についてお伺いします。

中学2年生の不登校がふえたという報道がありました。小学校現場に行きますと、職員室には誰もいません、校長先生がいるくらいです。それだけサポートのために全職員が教室に入っているということです。中学校も同じようなことが言えます。そういうフル回転の中で勤務をしているという認識が県教育委員会にあるのかということも含めてお願いします。

それから、改正労働安全衛生法が2015年12月1日に施行されたことにより、常時使用する労働者に対してストレスチェックの実施が義務づけられましたが、県教育委員会として今後どのように取り組むのか。

それから、50人以下の職場でのストレスチェックの実施についてどのように考えているか。高ストレス者への面接指導において、産業医とか精神科医の配置が必要と考えますけれども、体制整備に向けどのように取り組んでいるのか、課題は何か、まずお伺いします。

○**今野教職員課総括課長** 労働安全衛生体制の構築、いわゆる協議の場における進捗状況ですが、協議の場は学校現場における労働安全衛生体制をさらに有効に機能させて、ひいては教員の勤務負担の軽減につなげていくことを目指して、職員団体との協議の場において、労働安全衛生体制の構築を最初のテーマとして取り上げまして、この3月から8月下旬まで4回にわたって部会を開催して協議を重ね、推進方策について合意に至ったということです。

具体的に申し上げますと、小中学校については、市町村教育委員会の職員が労働安全衛生とか勤務負担軽減の情報共有とか意見交換を行うことができる場として、毎年度県教育委員会がそういった場を継続して設けていくことによって、市町村教育委員会が各学校に対して指導や助言を行いやすい環境を整備するということです。

それから、県立学校については、盛岡一高と花巻清風支援学校の2校をモデル校として、衛生委員会において学校現場における勤務負担軽減についての実質的な議論を行ってもらうなど、衛生委員会の活動の活性化を図り、さらにその取り組みを他の学校へ波及させていく、大きくそういった2点により勤務負担の軽減を進めていくという内容です。今後引き続き、市町村教育委員会と県立学校への情報提供や支援に努めながら、この取り組みを着実に進めていきたいと考えております。

それから、小中学校での労働安全衛生体制の整備ですが、これまでも市町村教育委員会に対して労働安全衛生体制の整備に向けた助言を行うとともに、県の取り組みの紹介等を行ってきたところです。今般、今も申し上げた協議の場での議論の結果を受けて、各学校と各市町村教育委員会においても勤務負担軽減について議論する場を設けて、お互いに情報共有を行い、効率的あるいは効果的な取り組みができる環境づくりを行うよう、市町村教育委員会に対して改めて要請を行ったところです。

また、先ほど県立学校にモデル校を設けると申し上げましたが、その取り組みについて、

各市町村教育委員会に対しても情報提供を行い、各市町村教育委員会、学校と連携しながら勤務負担の軽減を進めていく考えです。

次に、改正労働安全衛生法によるストレスチェックの義務づけについて、県教育委員会においては、東日本大震災を契機として、平成24年度から、事務局、小中学校及び県立学校の全職員を対象にメンタルヘルスチェックの事業を実施してきたところですが、今般の法改正によって義務づけとなるストレスチェックについても、事務局、県立学校等の県の機関の教職員については法改正の趣旨を踏まえて、これまで同様、全職員を対象に、定期健診に合わせて実施する方向で検討しているところです。

なお、小中学校の県費負担教職員については、法に基づく実施主体が市町村となりますが、県教育委員会としては、事業内容の周知、助言、情報提供に努め、県の機関の教職員と同様の実施について要請をしていきたいと考えております。

高ストレス者への面接指導に係る産業医等の配置ですが、いわゆる高ストレスと判定され、かつ本人が希望する場合は、医師による面接指導を行わなければならないという旨、法律に基づいて定められまして、これは機関への委託等を含めて、適切な面接指導の実施に向けた体制を確保するとともに、教職員に対して、必要な場合には適切に面談に受けることについて啓発を行いたいと考えております。

また、それに向けた課題ですが、今回の法改正において、50人未満の事業所については、当分の間、ストレスチェックの実施は努力義務になっており、市町村が実施主体となる小中学校の場合は、ほとんどこれに該当します。県教育委員会としては、当該事業の趣旨を適切に市町村教育委員会に周知をして、助言に努めるなど、全ての学校での実施に向けて、市町村教育委員会に対して要請を行っていきたいと考えております。

○佐藤小中学校人事課長 御指摘のように、多くの学校では子供たちの個別の支援のために担任外の先生方も教室に入って指導しています。また、この状況は昼休みや業間等も同様と認識しております。多忙化は進んでいる状況にあるのかなど。そのようなときに、ことし1月に文部科学省では、先生が子供たちと向き合える時間を確保するためのガイドラインを示しており、教諭の負担感の状況としては、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応が85%という事実もありますので、まずは各種調査、会議、研修の見直しなど、それぞれの学校の実態に合わせながら、引き続き多忙化の改善につなげていけるように県としても支援していきたいと考えます。

○小西和子委員 多様な児童生徒に対応しておりますので、何とかいい方向に向かうように。学校を訪問すると、まず校長みずから、人が足りない、何とかしてと泣きつかれますし、何とか教育、何とか教育と四十幾つあるのだけれども、プラスにはなるけど、減ることはひとつもないと管理職から訴えられますので、よろしく願います。

それから、ストレスチェックですけれども、県職員の話は聞きましたが、該当の職員たちに面接を受けるようにといても、その時間すらないということで、実施率がかなり低いということを知っておりますので、教育委員会ではそういうことのないように願います。

ます。

次に、特別支援教育とインクルーシブ教育について、まとめてお聞きしたいと思います。盛岡みたけ支援学校二戸分教室の高等部改築に向けて、まず盛岡みたけ支援学校は何校舎制なのか。そのくらい多くの校舎制で、一つの学校として機能を生み出すことができるのか。そのような大変な学校経営ですけれども、分教室のあり方の協議を県教育委員会が中心となって行うべきではないか。盛岡みたけ支援学校のほかにも複数校舎制の問題があるわけですけれども、その課題と取り組みについて伺います。

それから、インクルーシブ教育と言われてかなり久しいですけれども、2016年4月から障害者差別解消法が完全施行になって、合理的配慮の提供義務が生まれるということです。学校現場への周知の程度、周知のための今後の計画、それから2013年9月から国の就学のあり方が変わったわけですけれども、これによって、本人、保護者の就学先決定に違いが見られたか。保護者、学校への周知は十分か、それから施行令改正の趣旨を生かした、就学支援委員会とか就学指導委員会とか言っていますけれども、どうなっているのか、多様な学びとなるような環境整備は進んでいるか。例えば人的配置も含めて、通常学級に入りたいという子供もいらっしゃると思うのですけれども、そのときにはきちんとした人的配置がないと、なかなか回っていきませんので、それも含めてお伺いしたいと思います。

○民部田特別支援教育課長 盛岡みたけ支援学校の体制ですが、現在は小中学部の本校舎、高等部の本校舎、一戸町の奥中山校の小中学部の分校、それと二戸市の小学部、中学部の分教室の体制になっております。学校運営において、情報の共有と指示伝達が重要ですが、物理的に校舎が離れているため、特に会議や業務連携に伴う課題があります。このため、会議等の移動による教職員負担の軽減と、これまで以上に緊密な情報共有を図るため、パソコン、あるいは電話会議システムを有効活用して、学校運営に支障を生じない体制をつくっております。

教育活動においては、本校での文化祭に、分教室あるいは分校の作品を合同展示するなど、子供たちが学校としての一体感を感じられるような取り組みを行っております。

また、今年度から特別支援学校高等部にタブレット端末の配備を始めましたが、このタブレットを活用しての分校、分教室等と本校との授業交流等も検討したいと考えております。

次に、分教室のあり方ですが、分教室は教育する地区に特別支援学校がなく、地元で暮らしながら特別支援教育を受けたいというニーズと、地元市町村からの要望に基づき整備しているものです。現在分教室に在籍する児童生徒は、地元の公立学校において同世代の子供たちと一緒に学ぶ環境となっており、小中学校の児童生徒との交流学習などの取り組みがなされ、その教育的効果と成果も大きいと考えております。

それから、分教室のほかの普通校舎制の問題ですが、各部ごとに校舎が分かれている分校舎について、現在3校、盛岡みたけ支援学校、一関清明支援学校、釜石祥雲支援学校で2校舎制をとっております。課題は、先ほどのような学校運営上の情報の共有と指示伝達

があります。

それと、学習経験の共有や友人関係の構築などにおいて、同世代と学校生活を送ることが重要ですが、2校舎制であっても学部ごとに分けているため、1校舎制の児童生徒と変わらず、同世代の集団の中での教育環境となっております。ただ、学部間の交流については物理的に難しい面があるため、学校全体としての活動などにおいて制限があることも認識しておりますが、先ほど申し上げた子供たちが学校としての一体感を感じられるような教育活動を行っており、教育上支障のないように取り組んでおります。

それから、インクルーシブ教育の推進ということで、学校現場への障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の周知の程度ですが、平成25年の法律の公布時点で通知を发出して、その趣旨の理解を求めています。また、学校における合理的配慮等については、県教育委員会及び教育事務所主催の研修会などを通して、障がい種別に配慮事項を紹介するなどして理解、啓発を図っているところです。

周知のための今後の計画ですが、現在文部科学省において、今月をめどに、障がいを理由とする差別の具体的内容を示す対応要領及び対応指針の策定を進めております。国の動向を踏まえながら、関係部署と連携しながら周知の方策を考えていきたいと思っております。

それから、国の就学のあり方ですが、学校教育法施行令の一部改正に伴い、施行令第22条の3の就学基準に該当する障がいのある児童生徒について、特別支援学校への就学を原則としていたものを、市町村教育委員会が総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなったものです。この制度改正は、既に就学先決定において本人、保護者等の意見を尊重した取り扱いとなっていることを背景としたものですが、本県においては、制度改正前から保護者等の意見を尊重し、その就学先を決定してきていることから、今回の制度改正に伴う決定の違いは見られなかったところです。

次に、保護者への通知ですが、県教育委員会としては市町村教育委員会での就学手続において、判断を要する方については個別に就学相談等を行っており、その中で今回の制度改正の説明と、これを踏まえた対応をしております。

それから、学校への周知ですが、改正の趣旨等については、通知を发出して各学校への理解や協力を求めているとともに、市町村教育委員会に対し、指導主事会議や市町村就学支援担当者研修会などの機会を通じて、学校への周知を図るよう協力を依頼しているところです。

次に、就学指導委員会ですが、県教育委員会では、これまで障がいがある幼児、児童生徒、一人一人の教育的なニーズに応じた教育を保障するため、保護者、本人と十分な理解のもと就学相談を進めることを基本方針としてまいり、県就学指導委員会においても、この方針のもと、市町村教育委員会からの求めに応じて、就学支援アドバイザーを派遣するなど、市町村就学指導委員会の相談、助言機能を強化、改善しております。

それから、環境整備ですが、多様な学びとして通常の学級、通級による指導、特別支援

学級、特別支援学校、それぞれ環境整備を図っていくことが必要であり、本県においても特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園、保育所、小中学校を訪問し、学級経営や子供たちの指導について相談支援を行う継続型訪問支援、通級による指導や、新任の特別支援学級担当者研修会などにより、特別な支援が必要な児童生徒が地元の学校で学べるように、多様な学びの場として環境整備を行っているところです。

○小西和子委員 盛岡みたけ支援学校は、高等部が開設されると、何と6校舎制になりますよね。教職員ではない人たちが聞いたときに、その分教室では誰が責任をとるのか、何かあったときにどうするのだろうかと心配されます。1週間に1回か2回は校長先生が巡回すると聞いておりますけれども、非常に無理のある複数校舎制だだと思いますので、このあたりの検討もしていかなければならないのではないかと考えております。

確かに地域で教育を受けるというのは、生徒にとってもすごくいいことではありますけれども、つまり校長先生が1人であって、それぞれその学校に1人しかいない人に養護教諭が入ったということも聞きましたけれども、そういう中で、学校ですということはなかなか言えないのではないかと思いますので、そのあたりの御配慮をお願いしたいと思います。

最後です。性別で分けない名簿について、岩手県男女共同参画調整委員からの勧告の周知についてですけれども、ここに男女混合名簿の使用状況調査についてという通知がありまして、これは教育事務所長宛てなのですけれども、各学校において男女混合名簿の使用について協議するきっかけとなり、主体的に判断するための資料として情報提供を行うよう勧告がなされたことから実施しているというのですが、男女共同参画調整委員でそれを言われた方は今教育委員になられている方ですね。どういう趣旨で、この勧告をされたのか、どう捉えているのか。これだけをただ書いたって、勧告の文も何もなく、ただぺろんとというのは非常に不親切だだと思います。それを全部の小中学校に周知しているのか。周知されていないということを知っておりますけれども、どうなのでしょう。岩手県男女共同参画推進条例というのをごらんになったことがあるのでしょうか。教育にどのように盛り込んできたのですか。知事の演述で、岩手県は男女の不平等感はいまだに根強く残っている、男女共同参画の考え方を幅広い世代に普及し、男女が対等な立場で意見を交わすことのできる社会、ともに支え合う社会を形成していくことが重要だと述べられております。このことから、児童生徒に男女平等教育を行うことが重要と考えます。私たちがふだん使っている名簿が性別で分けない名簿なわけです。

それから、ハクセル委員からも質問がありましたけれども、他県からIターン、Uターンとかで他県から転校してきた生徒が、岩手県に来てびっくりするわけです。何で男の子だけが先に呼ばれて、女の子は後なのと、すごくストレスを感じるということも聞いております。大体にして、全国的に見て、もう70%、80%、90%が性別で分けない名簿を使っているときに、岩手県はどうなのでしょう。東北の中で最下位です。男尊女卑の強い九州と同じか、それよりも低いのです。それでいいのかお伺いします。

何年間も同じ答弁、一字一句違わない答弁を私は受けていますが、そういうことではなく、知事の演述に基づいて述べていただきたいです。

○石田学校企画課長 まず、男女共同参画調整委員からの勧告についてですが、これは男女共同参画社会を形成していく上で、学校における授業や行事などの教育活動全体を通じて、男女平等の意識を高める指導を行っていくことは重要であると考えているところです。

それから、全小中学校への周知ですが、毎年市町村教育委員会、それから県、県立学校に対して性別を分けない名簿、いわゆる男女混合名簿の使用状況調査を実施し、県内の学校の状況についても情報提供を行っているところです。

また、本年2月に開催した県立学校長会議の場においては、勧告の趣旨を口頭で説明して周知の徹底を図ったところですし、本年度の使用状況調査においては、通知の中に勧告の趣旨を明記しました。そこで学校に対して、小中学校については市町村教育委員会を通じてですが、周知の徹底を図ったところです。今年度の調査結果ですが、男女混合名簿の使用状況は、小学校で2校、それから中学校で4校、高等学校で3校、うち1校は定時制高校ですが、増加しているところです。

それから、岩手県男女共同参画推進条例の教育への盛り込みについては、岩手県人権教育基本方針において、女性に関する人権教育の推進を重点項目として位置づけており、その男女共同参画社会の実現に向けた人権教育を推進することが必要との指針を定めているところです。小中学校においては、学習指導要領に基づいて、家庭科、道徳を中心とした中で共同意識の醸成、それからお互いの立場を思いやる態度の育成などに努めているところです。高等学校においては、公民、家庭科において、男女の平等や相互の理解、協力の重要性について指導しているところです。

なお、今年度においても、さまざまな会議において勧告の趣旨の徹底を図っていくように、丁寧に説明していきたいと思っております。

○高橋但馬委員長 委員の皆様に申し上げます。

ほかの委員の発言の機会を確保するためにも、御発言はまとめて、かつ簡潔にされるようお願いいたします。あわせて執行部にもお願いいたしますが、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

○小西和子委員 小中高の校数と実施率を伺いたいと思っておりますし、このように進めているということであれば、学校現場でも進めています、行政でも進めていると受けとめてよろしいわけですね。

○石田学校企画課長 使用状況ですけれども、小学校については、今年度は119校で、35.2%です。中学校については26校で15.6%。中学校は先ほど説明いたしました、22校から4校ふえております。それから、高等学校については、全日制ですが25校が実施しており、38.5%。定時制については6校で66.7%の使用状況です。なお、特別支援学校については100%になっております。

行政からということですが、先ほども申し上げたとおり、さまざまな会議を県教育委員

会の中で主催しておりますので、管理職に対しての徹底が必要だと思っております。ここは、女性の校長先生も多くなってきておりますので、徹底していきたいと思いますし、市町村の教育長との懇談の場においても徹底していきたいと考えております。

○千葉進委員 今までの方とダブる部分もあるので、簡潔にさせていただきたいと思えます。三つお伺いしたい。

一つは、高校再編と学科改編、二つ目が多忙化と国体と臨時教職員の扱い、三つ目が特別支援学校ということでお話しさせていただきます。

私自身も昨年の9月まで現職の高校教員でしたので、高校再編についてですが、先ほど斉藤委員からの質問で今年度分はわかりました。12月までと3月まで、その後、要するに来年は当然やることはないと思えますけれども、策定したものを扱って、2017年から始めるつもりなのかどうか。もしその場合、2016年のいつごろ発表するのか。あるいは、逆にもう一年おいて、2018年からということもあり得ることなのかというような高校再編のスケジュールについて、まずお伺いしたい。

○木村高校改革課長 高校再編のスケジュールについて、先ほど、来月まで意見交換会等を行った上で、本年度内に計画案を示し、順調にいけばということになりますが、その後パブリックコメント、地域説明会を実施した上で、本年度中を目途に策定を進めるとお話ししたところですが、本年度中に策定が進みますと、来年度以降、向こう5年間の前期の計画という形でお示しすることになります。その後の5年間等は、今後の見通しも計画の中では触れることとなりますが、御指摘のとおり、学級編成上のことでいきますと、来年の生徒募集の関係は、今月の下旬に決められます。来週の教育委員会議で、今年度と同じ体制、増加も減少もない形で決定することになりますので、体制としては、平成29年度からの統合なり学級減という具体的なところをお示しすることになると思えます。

再来年度になりますと、その改正に間に合わせることとなりますと、通常であれば8月には案を示して10月に決定することとなりますので、仮に再編計画が3月までにできなかつたとしても、8月までにその案を示さなければ、ずれ込んでいくこととなりますので、その前には、平成29年度以降のそういった体制がお示しできるのではないかと考えております。

○千葉進委員 そうした場合、高校再編とは別に、毎年、学級減も含めて学科改編があるわけですがけれども、来年分はこれからのしても、今年と同じ。その次のところが非常に気になっているわけですがけれども、特にも今小規模校を尊重するという話も聞いているわけですがけれども、特色ある学校づくりということで、小規模校がいろんな取り組みをしているというときに、どうしても人的な部分で不足があつて、県単でも何とかお願いしたいという場合もあろうかと思えます。特色ある学校づくりということで、それぞれ現場で頑張っている教職員がいるわけですので、例えば学科を超えるというような形でいろいろやろうとした場合、少しでも県単で応援していただけるものかどうかお伺いしたい。

○木村高校改革課長 学科改編については、基本的には再編計画の中に位置づける必要が

ありますので、ある程度5年先も見据えたようなものは当然考えていかなければなりません。

あとコースについては毎年変更可能ですので、学校としての魅力づくりのためのコース等の見直し等については、学校や地域の皆さんとも十分協議の上、対応してまいりたいと思います。

県単での魅力ある学校づくりについては、予算も関係しますので、直ちにここでできると言えるものではありませんので、議員の皆様から十分意見を伺った上で検討していかなければならないと考えております。

○千葉進委員 大体わかりました。

二つ目の多忙化について、先ほど小西委員からもありましたけれども、教職員の精神疾患みたいなのはあるにしても、やっぱり多忙の中で皆さん頑張っているわけです。例えば部活の指導とか、あるいは受験指導とかというようなこともやっているわけですが、過去に岩手インターハイというのがありまして、そのとき私たち教職員は、犠牲者を出さないという合い言葉のもとでやったわけですが、そういう点でぜひ国体を来年に控えている中で、教職員がより一層多忙にならないように、例えば土日に練習試合をやったならば月曜日は休みにすると。それは、生徒たちにも当然必要なわけですので、国体は成功させたいというふうには思いますけれども、ぜひ過激にならないような形で、教職員並びに生徒たちの健康にも配慮した形でぜひやっていただきたいということが一つ。

そして、かつて岩手国体がありました。その岩手国体のときは、私は高校2年だったのですが、いろいろなものに駆り出されたことがあるのですが、そのときに臨時の教職員が多々いらっしやって、年度途中で採用になるというのがありました。今はなかなか難しいと思うのですが、今回国体絡みでいろんな方々を臨時で教職員というふうに扱っていて、その後彼らがどうなっていくのかとなったとき、先ほどの正規雇用、非正規雇用ではないのですが、彼らの採用について長期的にどう考えているのか。この2点お伺いしたいと思います。

○今野教職員課総括課長 多忙化の関係ですが、現在職員団体との協議の場で、かなり踏み込んだ実質的な議論をじっくりとさせていただいておりますので、十分にコミュニケーションを図りながら、実質的に教員の負担軽減を図れるように取り組んでまいりたいと考えております。

○山形特命参事兼県立学校人事課長 来年度行われる希望郷いわて国体、いわて大会に向けて、監督あるいはコーチに委嘱されて強化事業等に従事しなければならない教職員が増加することから、本年度から、国体関連事業に従事する教職員が多く所属する学校に対しては、業務軽減のために、常勤講師あるいは非常勤講師等を配置しております。来年度についても、同じように配置を考えているところでございます。

その後、臨時に配置している先生の今後のことですが、本来であれば、教職員は本務者を配置すべきですが、再任用の義務化、あるいは少子化に伴いまして高校再

編も行われるということで、なかなか先が見えない状況です。ただし、なるべく講師を減らしながらも、状況を見ながら、今臨時で頑張っている方々も採用されるように、将来を見越しながら、欠員の減少に努めていきたいと考えております。

○千葉進委員 ぜひ犠牲者を出さないように健康管理をお願いしたいということと、教育に臨時はないわけですので、ぜひ自信を持って生徒たちの前に立てる教職員を育てていただきたいと思います。

最後にもう一つですが、特別支援学校について、これも先ほど小西委員からありましたけれども、今回盛岡となん支援学校が岩手医科大学のほうに移転するという話がありましたけれども、その跡地利用はどうなるのかということがまず1点。

それと、盛岡みだけ支援学校が6校舎ということですがけれども、県北に特別支援学校がないとよく言われていたわけです。久慈、宮古にはあっても県北になくて、結局盛岡みだけ支援学校の奥中山校、あるいは今回の福岡高校のような形で。今の時代ですから、必ず特別支援学校というわけではないにしても、ニーズがあるということならば、県北にも特別支援学校を1校という発想はないのかお伺いしたいと思います。

○民部田特別支援教育課長 まず、盛岡となん支援学校の空き校舎の活用について、昨年度、岩手県特別支援学校PTA連合会の会長など特別支援教育関係者を交えた空き校舎活用検討委員会を開いたところです。この検討委員会において、盛岡みだけ支援学校の児童生徒の増加に伴う教室不足の解消のため、この空き校舎を新設の知的障がい対象の特別支援学校として活用すべきとの意見をいただきましたので、今後県教育委員会において、この方向性に沿って具体的な整備を検討してまいります。

それから、県北への特別支援学校の設置についてですが、来年4月から福岡工業高校内に高等部の分教室の設置を進めているところです。いずれ小中学部を含めて、今後の児童生徒数等を勘案しながら検討してまいります。他県では、校舎は別々で分教室という形で分校化を図っているところもありますので、情報収集しながら、今後どういう方向性があるのか検討してまいります。

○千葉進委員 最後になります。盛岡となん支援学校のことを初めて聞いたのですけれども、高校再編を含めて、跡地利用、ぜひそういったことも全体的に捉えながら進めていただきたい。私の住んでいる県南でも、ようやく五つの小学校が統合して高校の跡地に入ることになりましたけれども、時間がかかりました。そういう面でも、今後とも統廃合になった高校のみならず、小中学校も含めて、跡地利用を市町村とぜひ話し合っ、お互いにどういうふうにできるのかという部分なども含めながら、とにかく少しでも予算が子供たちに向けられるような形で考えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○名須川晋委員 先ほどの執行部から報告があった県営体育館の件ですが、一昨年でしたか、吊り輪が切れたということもございまして、建物も体育用具もなかなか不安になってきてございまして、いま一度見直しが必要だと。もちろん用具関係については既に終わって

いると思いますけれども、特に国体を直前にして、それぞれの県営施設だけではなくて各自治体の体育施設について、どのように調査を進めているか。時間も無いわけですので、経営のみならずそういうところもきちんと把握をして、安全性を確保することが必要だと思いますが、その辺について対応されているのか。

あと大きな大会がどの程度この影響をこうむるのか。ビッグブルズの試合も一、二週間休業と言っているのでしょうか。観客動員とか売り上げ等々、必ずしも財政基盤がしっかりしていない中で、やはり県営体育館を使うというのは非常に大きなことだと思いますので、どの程度の影響が予測されるのかということと、補償問題まではいかないでしょうか、その辺どういふふうに対応されるのか。

○八木スポーツ健康課総括課長 県営施設については、現在、国体に向けた整備をしているところもありますけれども、今年度でほぼ終了する予定です。その中で、老朽化した施設につきましては、今までどおり点検等をしっかりやっていきたいと考えております。

また、市町村の施設については、現在国体の開催に関しては国体・障がい者スポーツ大会局がやっております、老朽化して使えない部分については、その支援をしているという状況です。

それから、県営体育館の利用団体、大会等への影響ですけれども、実は8月から給排水管の工事に入っております、既に来年3月までは大きな大会、イベント等は入れていない状況にあります。今回の調査によって今後の予定が決まりますけれども、平成28年度の予定希望というのは、来年の1月、2月に各団体から希望をとりますので、それまでには平成28年度の方向性が決まっていると思いますので、そこで対応していきたいと考えてございます。

○高橋但馬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係及び議案第12号岩手県いじめ再調査委員会条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼総務室長 総務部関係について説明いたします。お手元の議案（その1）の6ページをお開き願います。

10款教育費のうち1項教育総務費中の節間の補正及び8項大学費604万円余の増額が総務部関係の補正予算です。詳細については、便宜予算に関する説明書により説明いたしますので、予算に関する説明書の67ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費のうち、総務部関係は、いじめ防止対策

推進費について、岩手県いじめ再調査委員会委員の報酬について、8節の報償費から1節の報酬への節間補正、48万円が入っております。

それから、71ページをお開き願います。8項大学費、1目大学費は604万7,000円の増額補正ですが、公立大学法人岩手県立大学運営費交付金は、同大学を訪れる研究者等の宿泊などに使用するため、新たに整備したゲストハウスの管理運営に要する経費を交付しようとするものです。

予算関係については以上で終わります。

○千葉私学・情報公開課長 議案第12号岩手県いじめ再調査委員会条例について説明いたします。お手元の議案(その2)の1ページをお開き願います。なお、条例案の内容等については、便宜お手元に配付しております条例案の概要の資料により説明いたします。

第1に、制定の趣旨ですが、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定により、学校の設置者等が行ういじめ重大事態の調査の結果について調査を行うために、知事の附属機関として岩手県いじめ再調査委員会を設置しようとするものです。

第2に、条例案の内容ですが、まず(1)については、岩手県いじめ再調査委員会の設置について定めるものです。以下、(2)では委員の人数等委員会の組織について、(3)では、委員会の委員長について定める、(4)では、委員会に専門の事項を調査審議させるための専門委員を置くことができること、(5)では、委員会の招集等委員会の会議について定めるものです。

裏面をごらん願います。(6)では、委員会は必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見等を聞くことができること等について定めるものです。さらに(7)では、委員等の守秘義務について、(8)では、委員会の庶務について、(9)では、その他委員会の運営に関して必要な事項の取り扱いについて定めるものです。

第3に、施行期日ですが、公布の日から施行するものです。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 教育委員会の審議でもありましたが、教育委員会の中に設置するいじめ問題対策委員会について、いわゆる法第28条第1項の規定で、重大事態のときに第三者機関として調査する、これが教育委員会にまず一つ設置になるのです。今度また知事のもとにこれを置くと、屋上屋になってしまうのではないかと、ダブってしまうのではないかとというのが一つ。

もう一つは、教育委員会に置くいじめ対策委員会条例も、重大事態というのは本当に1年に1回起こるか起こらないか、起こらないほうの確率が高いし、ましてや県立学校、私立高校といった場合には、義務教育以上に頻度が少ない。そういうときに、知事のもとに恒常的な委員会としていじめ再調査委員会を設置するというのは現実的なのか。事態が起きたときに、条例に基づいて直ちに設置できるとすべきではないか。私は、そのほうが機動的で合理的だと思うので、恒常的に委員を選任するというのは実態に合わないのではな

いか。

もう一つの問題は、ここに専門委員を置くことができる。この専門委員というのはどういうものなのか。最終的には、この専門委員が実態的な調査をするということになるのか。それは専門委員会というものになるのか、ならないのか、その人数はどの程度を想定しているのか。ここも極めて不明ですが、そういう点についてお答えいただきたい。

○千葉私学・情報公開課長 1点目の重大事態に係る調査について、教育委員会と知事部局でダブリがあるのではないかとのことですが、基本的に教育委員会が行う調査については、設置者が行う調査ですし、一方当部におく再調査委員会については、首長のもとにおいて行う調査ということで、その立場が違うということもありますし、あとは再調査委員会については、私立学校も含めて対応することになっております。

2点目です。常設することの意義ですけれども、県としては、基本的に第三者機関において公平性、中立性を担保した上で速やかに実施することがより重要でして、より確実で迅速な調査体制を構築するためには、やはり平時から第三者機関を置いておく必要があると考えたものです。

次に、専門委員について、基本的に一般の委員については弁護士、あるいは精神科医といった方々を想定しておりますが、専門委員は、例えばインターネットに詳しい方とか、体育活動、クラブ活動に詳しい方とか、そういった方々に助力をいただかないとなかなか調査が進められないという場合を想定しております。そういうことで、基本的に専門委員は、多くても1人2人ということになりますし、専門委員会を置くという考えはありません。

○斉藤信委員 私は、今の答弁を聞くと本当に矛盾に満ちていると思います。教育委員会にも第三者機関をつくる、首長のもとにも第三者機関をつくる。少なくとも県立学校の関係は全部ダブリますよ。第三者機関を二つもつくる必要は全くないと思います。ましてや、重大事態に備えて恒常的に配置する。これは、人選がダブることなのです。私は、県内にそんな専門家がたくさんあって、いつ起こるかかわからないようなものに恒常的に備えるなんという体制をつくること自身全く合理性がないと思います、ダブっていると思います。今の答弁だと、全く矛盾に満ちた中身になります。

専門家委員と聞いてびっくりしたけれども、ネットの専門家とかクラブ活動の専門家とか、今第三者委員会がつけられて、そのもとに専門委員も配置されているのです。ほとんど弁護士です。そういう法的な専門家が専門委員として第三者委員会を支えているのです。私は、知事のもとにそういう貧弱な発想でつくられるというのも、本当に必要性が疑われるのではないかと。やっぱり法の第28条第1項に当たるような、今回のようないじめ自殺事件なんか起きた場合には、その事件にふさわしく、必要な人選をそのときにきちんとやって対応することが合理的ではないのか。

滝沢の第三者委員会は20回やりましたよ、3カ月で20回です。任期を2年と決めているが、いわばいつ起こるかかわからない、起きたら3カ月、2カ月で集中的にそういう調査

をしなくてはならない。設置することができるとしていけば、直ちに重大事態に際して設置するということが合理性もある。あとは、大津の場合は市長のもとに設置したのですけれども、しかし人選はやっぱり遺族の要望に応じて設置したのです。だから、文字どおり、どこから見ても第三者委員会だった。矢巾のときにも、遺族の要望を踏まえて第三者委員会を設置していますと答えていましたよね。そういう遺族の要望を受けるほうが第三者委員会という、名実ともにそういうものに当たるのであって、恒常的に附属機関でつくるのが第三者委員会として認められるのか、そのときに遺族の要望というのはどう反映されるのか、やっぱり矛盾があるのではないのでしょうか。今まで県内でやられた状況からしても、私は問題が多いと思いますけれども、いかがですか。

○千葉私学・情報公開課長 まず、委員会の第三者性について、基本的に委員は県が選任するわけですが、その過程において、弁護士会とか医師会とか、そういった組織から推薦いただいて選任するという手続ですので、第三者性は担保できるのではないかと考えますし、そういう方々は基本的に忙しい方々ですので、我々としても日中に会議を開くのではなく、その方々の都合に合わせて、頻繁に開くこととなりますので、夜間であったり、土日を問わずに開催することによって、調査性というのを担保していきたいと考えております。

○斉藤信委員 最後にします。副部長、私の質問していることの趣旨はよくわかると思うけれども、教育委員会にも第三者機関を10人以内でつくる。知事のもとにも第三者機関をつくる。これがダブることにならないか、これが第1点です。私は、もっとそこは整理すべきだと思います。

二つ目は、法第28条第1項に当たる重大事態に対して、恒常的に第三者委員会を設置して2年間もやっていただくことが合理的なのか。教育委員会の第三者委員会も任期2年、知事部局も任期2年。実際に起きたら集中的に2カ月、3カ月で20回もやらなくてはならないような委員会は、設置できるというだけにして、重大事態に際したときに機敏に遺族の要望も踏まえて設置するというのが一番合理的で、第三者機関として遺族を含めて理解できる。遺族の要望を踏まえてやりなさいというのが文部科学省の通知の趣旨です。そういう点では、いじめの問題を重視したということはわかるけれども、もう一つ練られていない、拙速に出したという感じがしていますし、恒常的な機関というのは、遺族からすれば単純に第三者機関とは見られません。遺族の要望が反映されないのです。その点を最後にお聞きして、終わります。

○佐藤副部長兼総務室長 1点目のダブるのではないかと御指摘ですが、この条例については、再調査委員会という条例です。ですから、重大事態について、一度調査委員会で調査した内容について、その調査の結果について調査を行うことになります。そういった意味では、県立学校が調査した内容について再調査をする。あるいは、私立学校で調査した内容について、必要に応じて知事のところで再調査を行うものです。

〔斉藤信委員「教育委員会も第三者委員会なのです」と呼ぶ〕

○佐藤副部長兼総務室長 だから、そういった意味では、改めて再調査を行うという……

〔斉藤信委員「第三者委員会の調査を再調査するの」と呼ぶ〕

○佐藤副部長兼総務室長 そうなります。

それから、委員会の設置期間を2年間としていることについて、先ほど課長が申し上げたとおり、より確実で迅速な調査体制をあらかじめつくっておく、平時から設置しておくという考えで、この条例で再調査委員会を設置しようと考えております。

○斉藤信委員 1点だけ確認させてください。

再調査委員会と確かに条例にも書いています。いいですか、例えば県立学校にかかわる重大事態は、県教育委員会のもとにある第三者委員会で調査するのです。これは第三者委員会です。再調査委員会の出番があるのですか。私立学校の調査の場合は、知事部局で再調査というものはあるかもしれないけれども、県立学校の場合は条例で、教育委員会のもとに第三者委員会をつくるのです。第三者委員会の調査をまた再調査するという機能を持っているのですか。持っていないのですか。

○千葉私学・情報公開課長 基本的に教育委員会でやる調査については、調査結果の報告として取りまとめられます。その際、御家族、あるいは遺族の方々の考えも踏まえてつくることになっておりますので、それを調査いただいた上で、知事として改めて再調査が必要かどうかを判断することになりますので、全く同じ調査ではないと考えております。

○佐藤法務学事課総括課長 この再調査委員会ですが、いじめ防止対策推進法第30条と第31条に基づいて、県立学校の設置者、あるいは私立学校の設置者が調査した内容について必要があると認める場合に再調査を行うことができるという規定があります。これに基づいて、再調査が必要な場合に行う。学校等の調査結果については、その保護者等の所見を取りまとめた文書が添えられて知事に出されることがあります。したがって、そういう意向も見て、再調査が必要なのかどうかを判断して、必要なものについて再調査をするのがこの再調査委員会です。

○斉藤信委員 聞けば聞くほど矛盾が起きるのです。教育委員会が第三者委員会をつくって、その調査について、知事が必要と認めれば、また知事部局でやるというのでしょうか。だったら、なおさら恒常的に人選する必要はないです。私は、第三者委員会が屋上屋を重ねる発想が間違いだと思います。大体教育委員会に第三者委員会をつくっておいて、またその上に第三者委員会がありますなどという、こんなのではないのでしょうか。これは全く整合性を欠いています。私はそう思います。

○千葉伝委員 斉藤委員の言っているのも一理あるとは思う。でも、この再調査委員会というのは必ずやる話ではなく、必要と認めるときに開催するということ。知事が開催の判断をするということなので、知事の判断が問題になるわけ。最初の調査が調査不足とか、疑義があるとか、何かなければ再調査をする必要はないという話で、場合によっては屋上屋というのものもあるかもしれないけれども、むしろいじめ問題をしっかりと調査するという意味では、この分も担保してあってしかるべきと私は思います。

もう一つは、その都度つくったらいいのではないかという話なのだけれども、委員は弁護士を含めて結構忙しい人たちが多く、そうすると、そのとき誰々さんをお願いして、すぐオーケーになるかどうか、これもちょっと心配なところがある。であれば、最初に委員を決めておいて、開催する必要がなければそれで済む話でしょう。あったときというのは、年に1回あるかないかの話なので、委員を決めておく分については、別に問題ないのではないかと思ったところです。

もう一つ、再調査が必要かどうかは知事が決めるのだけれども、例えば関係者から、1回目の調査はちょっと問題あるから、再調査委員会でもう少しきちっとやってくれと請求があった場合はどうなるのですか。

○千葉私学・情報公開課長 学校等の調査結果については、いじめを受けた児童生徒、またはその保護者の所見をまとめて、文書の提供を受けて、これを添えて知事に送付することが可能とされておりますので、知事が判断するに当たっては、その内容を重く受けとめるということです。

○斉藤信委員 知事が必要と認める場合の基準、その仕組みはどうなっていますか。何を基準に知事は判断するのですか。これは、かなりシビアですよ。私は、県教育委員会が第三者委員会をやって、さらに屋上屋でやるというあり方は、システム的にはあり得ないと思うけれども、そんな第三者委員会だったらつくらないほうがいいと思うが、何を根拠に、どういうプロセスで知事は判断するのですか。

○千葉私学・情報公開課長 いじめ防止対策推進法においては、学校等の調査結果について、当該重大事態への対処、案件そのものを、さらに深掘りする必要がある、または同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは再調査を行うことができるとされております。

○斉藤信委員 全然それでは答弁にならないではないか。矢巾町は、条例を制定して町長のもとに第三者委員会をつくったのです。条例を制定しておけばいつでもつくれるから、条例の制定は必要だと思うのです。重大事態が発生したら第三者委員会をつくるというのは法の精神ですから、これはつくられると思うけれども、今回は学校の調査が不十分だと、私立学校の場合だったら存在意義があるのです。私立学校の第三者機関は知事部局しかないもので、これはこれでいいでしょう。ところが、県立学校も対象にするとすると、屋上屋になってしまうのです。そこらをちゃんと整備すべきだ。大体、第三者委員会が調査した結果を、さらに調査が必要だなんて、どういう発想なのか。どういう場合にそういうことを想定しているのか。そこも出さなければ、この根拠がないです。

○佐藤法務学事課総括課長 いじめ防止対策推進法において、学校設置者が重大事態等に係る調査を実施するのが法第28条です。これが先ほど教育委員会が提案した委員会です。ただ、その結果については、地方公共団体の長に報告されます。その報告内容を見て、例えば疑義があるなどいろんなケースがあろうかと思いますが、その当該事態への対処、あるいは同種の事態の発生防止のために必要な場合には、知事の附属機関等を設ける等の

方法により、これを再調査することができるというのが法の趣旨というか、法の仕組みになっています。ということで、今回法第 28 条第 1 項の第三者機関を設けますが、それを受けての知事、首長の附属機関である再調査委員会も同時に設置しようというものです。

○**斉藤信委員** いやいや、僕の質問に全然答えていない。知事は何を根拠に、何を基準に必要性を判断するのですか。

○**佐藤法務学事課総括課長** 現状では、法律の重大事態の対処または同種の事態の発生の防止のためという法の趣旨の部分で、個別に判断していくことになろうかと思います。

○**斉藤信委員** それを踏まえて、第三者委員会は調査して報告を出すのです。

○**高橋但馬委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**斉藤信委員** 今まで質疑で明らかにしたように、教育委員会が設置するいじめ問題対策委員会、これは第三者委員会です。さらにその上に知事のもとに第三者委員会を置くというのは、第三者委員会の上にまた第三者委員会という仕組みそのものが、第三者委員会の必要性を全く否定するものだと思います。

もう一つは、重大事態発生のときに、機敏に設置できるようにすれば、そのほうが合理的で機動的だと。そしてその事案にふさわしい、そのときに機動的に調査できるような人を人選すべきなのです。任期 2 年で恒常的に選んでいるというのは、決して機動的でも合理的でもない。そして、専門委員会の話を聞きましたが、今つくられている第三者委員会より貧困な発想ですね。そういうものではないと思いますよ。専門委員会というのは、文字どおり委員会を補佐する専門家で、それは滝沢市の場合でも、矢巾町の場合でも、そういう形でやられたと思うので、知事部局につくるという点で、もうひとつ中身が貧困ではないかと。

それと、遺族の要望を受けとめられるような体制が必要だと。恒常的組織では、遺族の要望は受けとめられないです、できている機関で対応することになりますから。やっぱり遺族に寄り添って、遺族の要望に応じて調査するというのが第三者委員会の大事な使命だと思うので、そういう点でも矛盾があるのではないかと、こういう趣旨でこの条例には賛成しかねる。

○**高橋但馬委員長** 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋但馬委員長** 再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

○**千葉伝委員** 再調査委員会の位置づけだと思うのですが、考え方によっては、1 回目の調査は調査として、そこで何かの問題がある、あるいは疑義がある、さまざまなことも起

こり得るといった場合に、言い方はちょっとおかしいかもしれないけれども、1ランク上の位置づけの調査という想定をすれば、例えば地方裁判所の次に高等裁判所がある、1回目の調査でいろいろと問題がある部分を、そこに持ってくるということも考えられるのかなということ。

ただ、斉藤委員の中身をもう少し精査という意見も考慮すれば、ちょっと曖昧な感じもしないわけではないことから、私は難しい判断になりそうで三角な感じで、仮に、ここで否決してどうのこうのとなれば、ちょっと問題があるかもしれないから、可能であればもう少し置いて、また出すということは無理かな。

○高橋但馬委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

まず、議案第12号を採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号を採決いたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の付託案件の審査は終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

総務部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてを議題といたします。お手元に配付しております平成27年度商工文教委員会調査計画（案）をごらん願います。

今年度の当委員会の調査についてであります。去る9月18日開催の正副常任委員長会議の申し合わせを受け、県内の日帰り調査1回を実施することといたしたいと思っております。当委員会における調査は、お手元に配付しております委員会調査計画案に記載の日程により実施することとし、詳細につきましては当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認を願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。